

# 豊川市地域強靱化計画

令和8年3月

豊川市



## 目次

はじめに.....	4
第1章 計画の策定趣旨、位置づけ .....	6
1 計画の策定趣旨 .....	6
2 計画の位置づけ等 .....	7
(1) 計画の位置づけ .....	7
(2) 対象とする区域 .....	8
第2章 豊川市の地域特性等 .....	9
1 豊川市の地域特性 .....	9
(1) 地形 .....	9
(2) 人口動向 .....	10
(3) 産業特性 .....	11
(4) まちの現状 .....	12
(5) 社会資本の老朽化 .....	13
2 豊川市に影響を及ぼす大規模自然災害 .....	14
(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定 .....	14
(2) 地震・津波により想定される被害 .....	14
(3) 風水害(豪雨、洪水、高潮)により想定される被害 .....	19
(4) 土砂災害により想定される被害 .....	24
(5) 異常渇水により想定される被害 .....	24
(6) その他の被害 .....	24
第3章 豊川市の強靱化の基本的な考え方 .....	30
1 豊川市地域強靱化計画の基本目標 .....	30
2 豊川市の強靱化を進める上での展開方向 .....	30
第4章 豊川市の脆弱性評価と強靱化の推進方針 .....	31
1 脆弱性の評価 .....	31
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定 .....	31
(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定 .....	33
(3) 脆弱性評価結果 .....	33
2 推進すべき施策の方針 .....	34
(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針 .....	34
(2) 施策分野ごとの施策の推進方針 .....	71
第5章 計画推進の方策 .....	77
1 計画の推進体制 .....	77
2 計画の進捗管理 .....	77
3 計画の見直し等 .....	77

## はじめに

我が国は、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。これらの経験から私たちは、大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要であることを学んできました。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

また、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」とともに「国土強靱化アクションプラン」を策定し、プログラムの進捗を府省庁横断的に管理しつつ、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めることとしています。

その後、令和 5 年 6 月に基本法が改正され、これに伴って同年 7 月には基本計画が変更され、さらに令和 7 年 6 月には、国土強靱化推進本部において、国土強靱化年次計画 2025、第 1 次国土強靱化実施中期計画が決定されました。

愛知県においては、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」を平成 27 年 8 月に策定しました。

その後、平成 28 年 3 月の拡充と令和 2 年 3 月の改訂を経て、令和 7 年 3 月には、国の基本計画の変更を受けて改定されています。

本市においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、近年は巨大化する台風や局地的な集中豪雨の発生により、河川氾濫や高潮による浸水、土砂災害の発生も懸念されており、令和 5 年 6 月の大雨では、市内全体で 500 件を超える住家被害や約 1,500 台の車両被害が発生するなど、甚大な被害がもたらされています。

そのため、我々が、豊かな暮らしを続けていくためには、このような自然の猛威から目をそらさず、幅広い視点から、地域の強靱化に取り組まなければなりません。

こうした背景を踏まえ、国や県と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上

げるために、本市の強靱化に関する指針となる「豊川市地域強靱化計画」を策定しました。

今後は、迫り来る南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等から市民の生命と財産を守るため、国、県、市のほか地域や民間団体、市民とも連携しながら、強靱化の取組を進めていきます。

# 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

## 1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

さらに、中長期的かつ的確な見通しのもと、国土強靱化に関する施策を着実に推進するため、令和5年6月に基本法が改正され、同年7月には基本計画が変更されました。

本市においては、「豊川市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を平成30年3月に策定したのち、令和2年3月に拡充を行いました。このたび上記の動向を考慮してこれを改定し、令和8年度から期間を5年間としたうえで、更なる取組を推進します。

《国土強靱化基本計画・愛知県地域強靱化計画・豊川市地域強靱化計画の策定経緯》

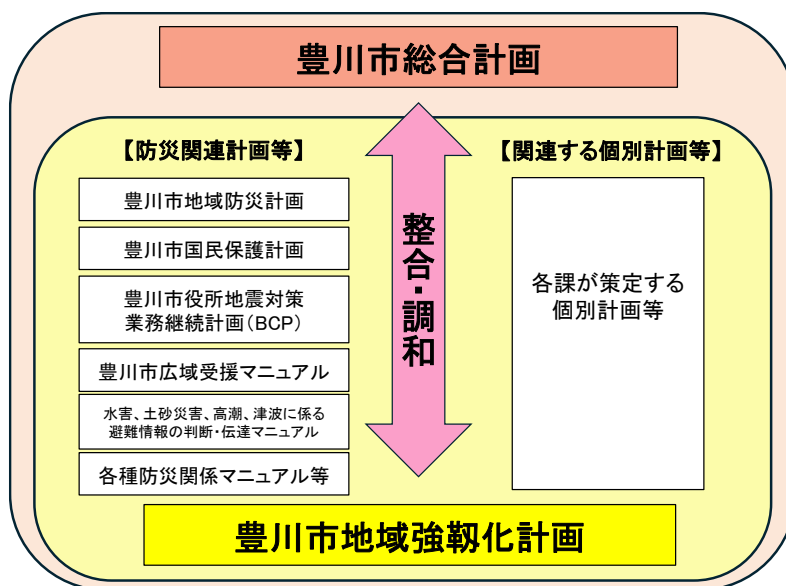
国	愛知県	豊川市
平成25年12月 基本法の公布・施行		
平成26年6月 基本計画の策定（閣議決定）		
	平成27年8月 愛知県地域強靱化計画の策定	
	平成28年3月 愛知県地域強靱化計画の拡充	平成30年3月 豊川市地域強靱化計画の策定
平成30年12月 基本計画の変更、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の閣議決定		
令和2年12月 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の閣議決定		
	令和2年3月 愛知県地域強靱化計画の改定	令和2年3月 豊川市地域強靱化計画拡充
令和5年6月 基本法の改正		
令和5年7月 基本計画の変更（閣議決定）		
	令和7年3月 愛知県地域強靱化計画の改定	
令和7年6月 国土強靱化年次計画2025、第1次国土強靱化実施中期計画の決定（国土強靱化推進本部決定）		
		令和8年3月 豊川市地域強靱化計画の改定

## 2 計画の位置づけ等

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであるとともに、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有しています。

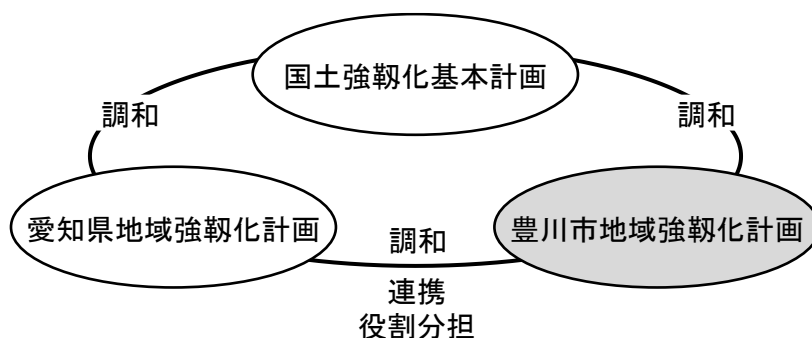
《豊川市地域強靱化計画のイメージ》



また、本計画は基本計画及び愛知県地域強靱化計画と調和及び連携・役割分担を図ることとなっています。基本計画、愛知県地域強靱化計画を踏まえつつ、地域の強靱化の推進を図ります。

さらに、本計画で位置づけた施策の推進方針については、進捗管理（PDCA）を行うとともに、本計画自体も不断の見直しを行い、地域の強靱化を絶え間なく進めていきます。

《豊川市地域強靱化計画と国・県の強靱化計画の関係》



## (2) 対象とする区域

本計画の対象区域は豊川市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

## 第2章 豊川市の地域特性等

### 1 豊川市の地域特性

#### (1) 地形

本市は、愛知県の南東部、名古屋市から約60kmの距離に位置し、市内の地形は北部山地、中央台地、東南部沖積低地、臨海埋立地の4つに大きく分類されます。北部山地は県立自然公園に指定されている本宮山麓を含む木曾山脈末端部三河高原から成り、市面積の約4割を占めています。北部山地の南側には豊川沖積低地に望む河岸段丘にかけ、東西に並ぶ扇状地が連結した複合扇状地が見られる中央台地が広がり、北東から南西の方向に向かって緩やかに傾斜しています。

南東部沖積低地は、豊川（とよがわ）の流れに沿ってできた階段のような地形の下にある低地で、豊川により堆積した沖積土によって形成されています。市内南西部の三河湾を望む臨海部には、2つの埋立地があり、工業用地の分譲と公共埠頭の整備が進められています。

河川は、豊橋市との境を流れる豊川その他、市北部周辺より佐奈川（さながわ）、音羽川（おとわがわ）、御津川（みとがわ）が山地から平野にかけほぼ南方向に流れ、平野部に入ってから南西方向に流れを変え、三河湾へ注いでいます。

地質は、北部山地は変成岩から成り、大雨や地震による急傾斜地の崩壊や土石流の発生が予想されます。中央台地の扇央部では地下水面が低く、北部山地から流れ出した地表水が地下に浸透する特徴があります。また南東部沖積低地では、諸河川の運搬・堆積作用により砂礫や粘土が堆積しており、水はけの悪さから大雨に伴う河川の氾濫や局地的大雨による内水氾濫が懸念されます。臨海部埋立地は軟弱地盤であることから、地震を受けた際、液状化現象の発生が懸念されます。



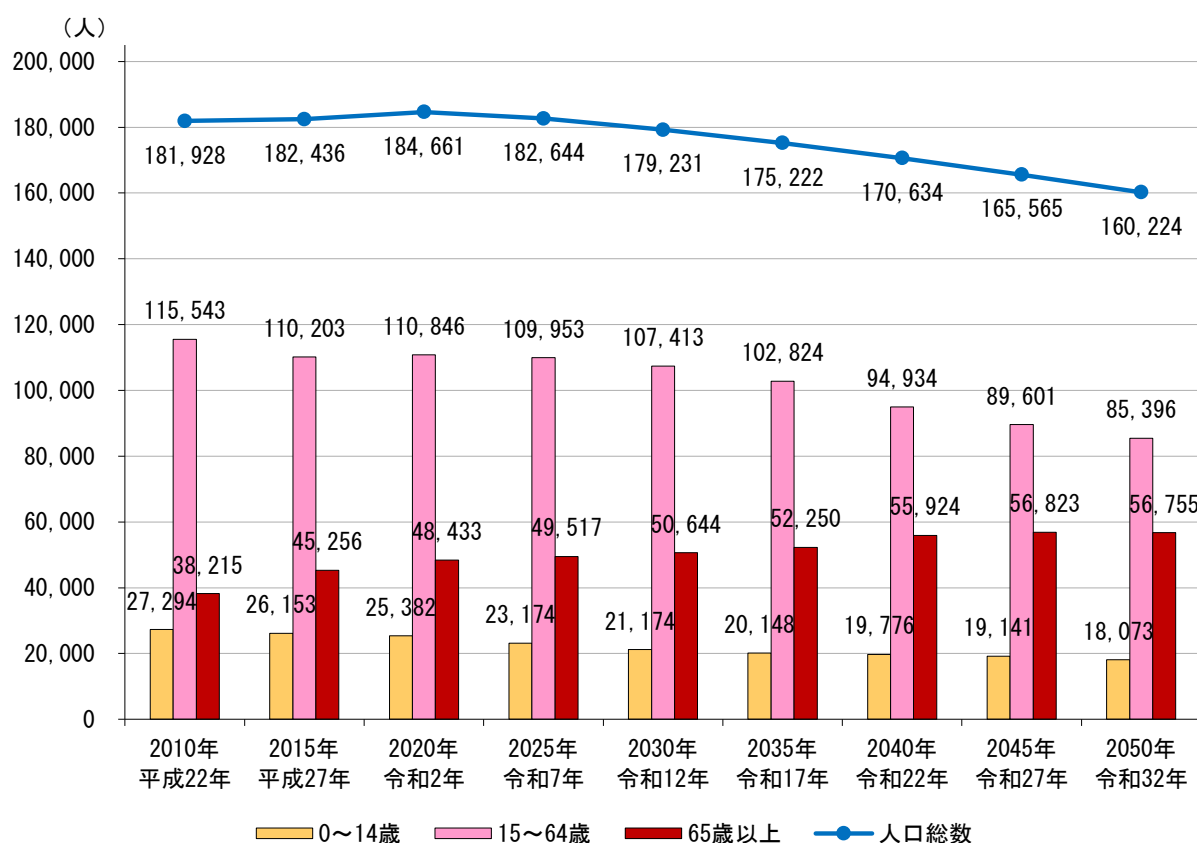
## (2) 人口動向

本市の人口は、平成 22 年に小坂井町との合併により現在の市域になって以降、増加傾向にありましたが、令和 2 年の 184,661 人をピークとして、減少に転じています。今後は全国の傾向と同じく長期の減少局面に入り、令和 32 年には 160,224 人まで低下することが予測されています。

また、年少人口(0 歳～14 歳)、生産年齢人口(15 歳～64 歳)、高齢者人口(65 歳以上)の年齢 3 区分別人口では、生産年齢人口が大きく減少する一方、高齢者人口が増加する見通しとなっています。

高齢者人口割合が高くなるにつれ、災害発生時の共助による減災対策や災害からの早期復旧・復興が難しくなる懸念があることから、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組む必要があります。

《人口構成の変化と今後の見通し》



- ・実績値は、国勢調査の数値です。総人口には年齢不詳も含むため、生産年齢人口、老年人口、年少人口の合計と総人口は一致しません。(合併以前の数値は、豊川市、一宮町、音羽町、御津町、小坂井町の人口を含みません。)
- ・推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和 5 (2023) 年推計) によるものですが、公表された基礎データに基づき再計算しており、端数処理などの関係で基礎データとは数値が異なります。

### (3) 産業特性

本市の農業は、温暖な気候など地域特有の自然環境に恵まれ、施設園芸を中心に発展してきました。また、地理的条件を生かし、都市圏へ農産物を供給する基地の一翼を担う重要な位置を占めています。

工業については、海軍工廠の広大な跡地に開発された穂ノ原工業団地、東部の西原足山田工業団地や大木工業団地、西部の萩工業団地、臨海部で水深マイナス 5.5 メートルのふ頭を有する御津地区工業団地をはじめ、市内各所で数多くの優良な企業が操業し、雇用や地域経済を力強く支えています。また、企業誘致や新たな工業用地の開発など、雇用の創出に向けた取組も進めています。

商業は、豊川、一宮、音羽、御津、小坂井といった合併前の市町ごとに商店が集まり、それぞれの地域住民の生活を支えながら発展してきました。たくさんの観光客が訪れる豊川地区と、商業ビルやホテル、大規模公園などが立地する諏訪地区、令和 5 年 4 月に大型商業施設が開業した八幡地区など、各地域の独自性と魅力が高められており、また、幹線道路沿いには量販店や飲食店などが集まり、市内外の人でにぎわっています。

観光については、コロナ禍でいったん減少したものの、年間観光入込客数は増加傾向にあり、令和 6 年には 762.1 万人が本市を訪れています。

これらのことから、災害発生時には安否確認や地域間経済活動の低下について留意していく必要があります。

#### 《豊川市の産業に関する統計まとめ》

区分	金額	備考
農業産出額	163 億円	農林水産省 令和 5 年市町村別農業産出額（推計）
製造品出荷額等	9,302 億円	令和 6 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）
年間商品販売額	2,850 億円	令和 3 年経済センサス

#### 《年間観光入込客数》

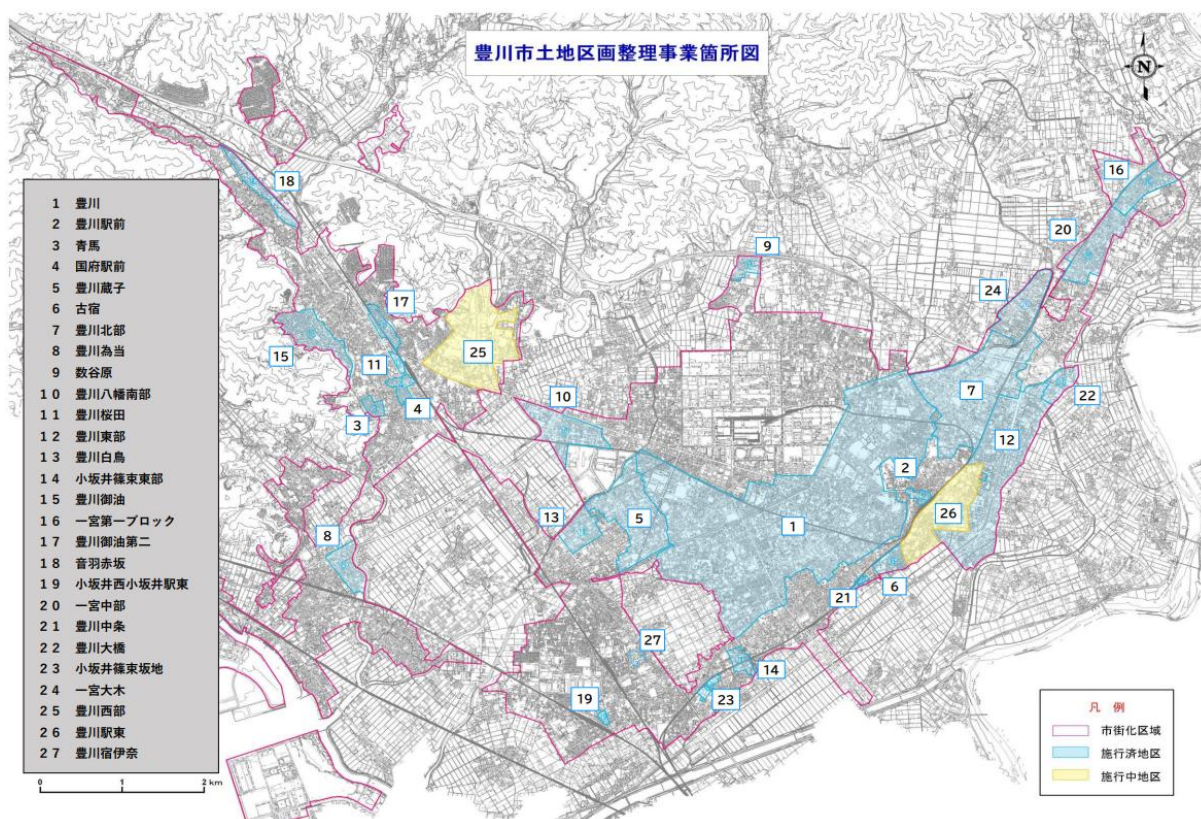
平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
707.9 万人	715.8 万人	736.1 万人	741.0 万人	761.5 万人	540.6 万人	504.2 万人	683.7 万人	746.7 万人	762.1 万人

資料/愛知県観光レクリエーション利用者統計

#### (4) まちの現状

本市の市街化区域の面積は、3,520ha となっており、そのうち市街化区域の約 35.4%にあたる 1,245ha で、土地区画整理事業が施行済み又は施行中となっています。市街化区域面積に対する土地区画整理事業の施行地区面積の割合は、愛知県平均（約 29%（令和 7 年 3 月末現在））と比較して高い状況にありますが、市街地の防災性を高めるため、今後も沿道の建築物の耐震化・不燃化や、避難路・延焼遮断帯等の整備に継続して取り組む必要があります。

#### 《豊川市における土地区画整理事業の実施箇所》



資料/区画整理課資料



## 2 豊川市に影響を及ぼす大規模自然災害

### (1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害（豪雨、洪水、高潮）、土砂災害、異常湧水〕を対象とします。

なお、被害については、地震・津波・高潮など、具体的な想定がある災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

### (2) 地震・津波により想定される被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。

#### 過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたモデル。

#### 理論上最大想定モデル

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデル。

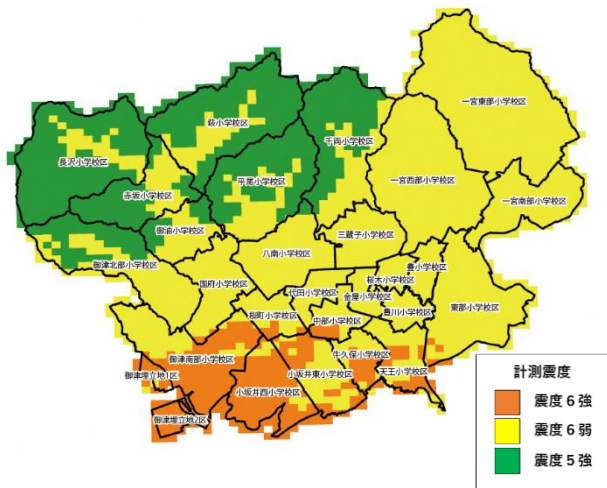
この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は以下のとおりです。

### 【強い揺れ、液状化、津波に伴う被害】

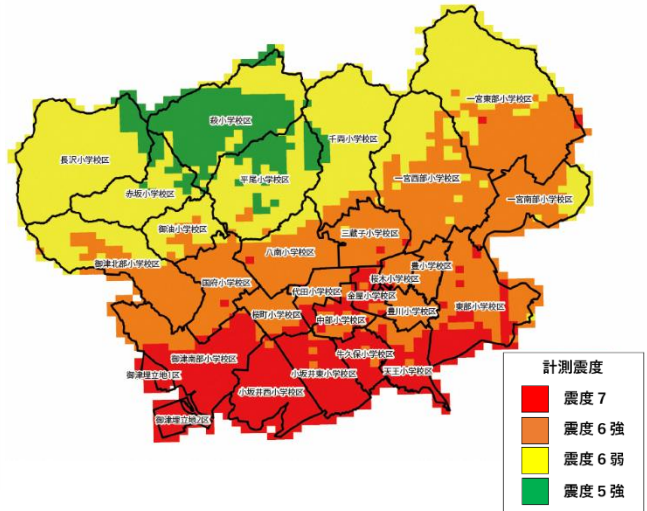
#### ① 震度分布

- ・過去地震最大モデルでは、市内の低地部の大半が震度6弱以上となると想定され、三河湾沿岸では、震度6強となると想定されています。また、市北西部の山地を主体とする地域は、おおむね震度5強となると想定されています。
- ・理論上最大想定モデルでは、市内の低地部の大半が震度6強以上となると想定され、三河湾沿岸あるいは豊川沿川では震度7となると想定されています。また、市北西部の山地を主体とする地域は、おおむね震度6弱から5強となると想定されています。

【過去地震最大モデル】



【理論上最大想定モデル】

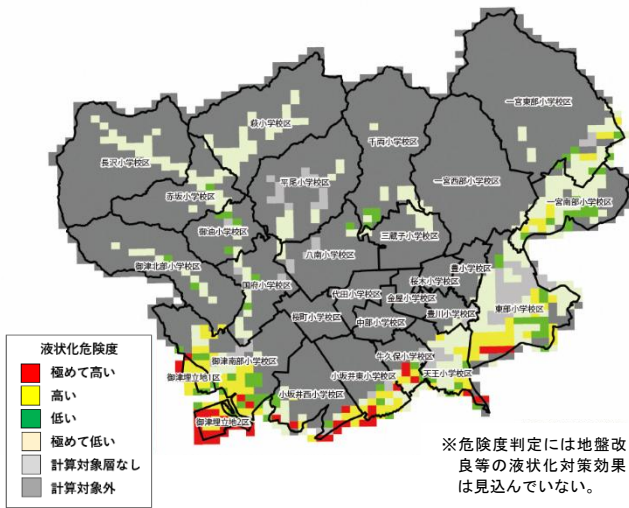


資料/豊川市小学校区別被害予測調査結果（南海トラフ地震）平成 27 年 1 月

② 液状化危険度分布

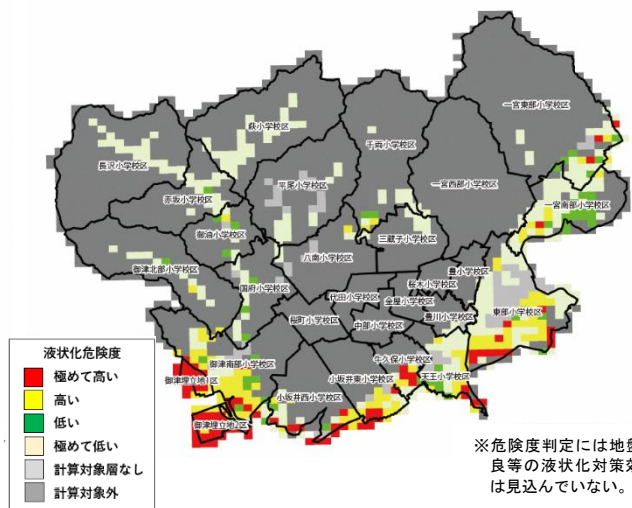
・埋立地ならびに豊川沿川の低平地を中心に、液状化危険度が高いエリアが広がっています。また、液状化に伴う地盤沈下量は、低平地を中心に 30 cm未満の沈下となると想定されています。

【過去地震最大モデル】



※危険度判定には地盤改良等の液状化対策効果は見込んでいない。

【理論上最大想定モデル】



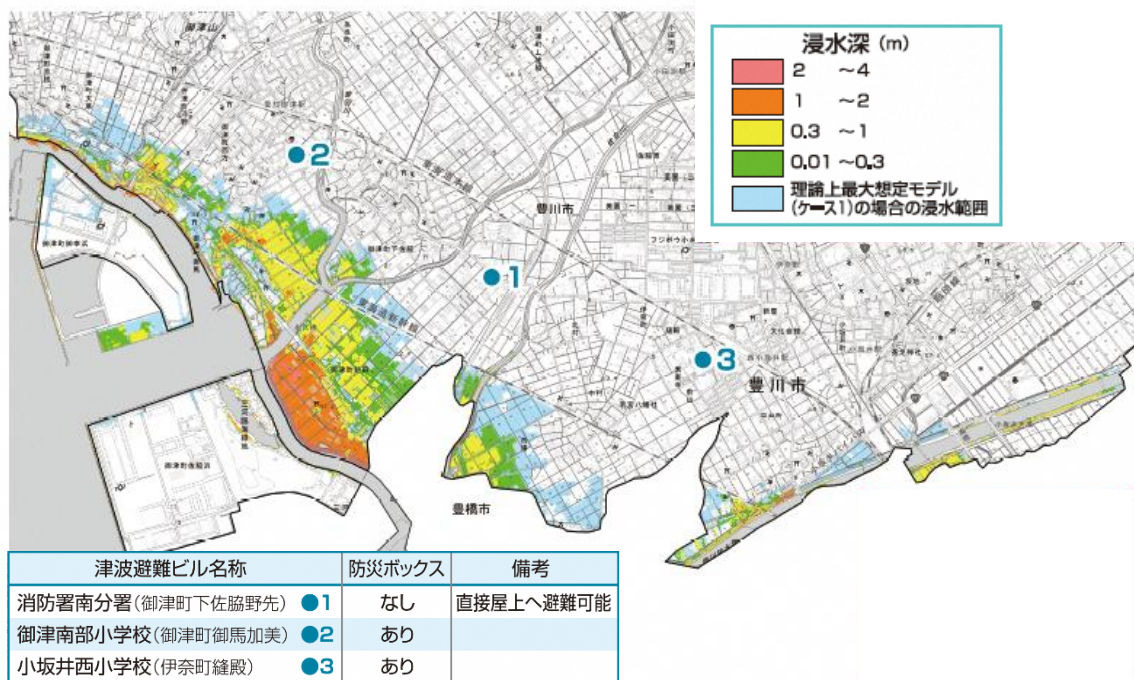
※危険度判定には地盤改良等の液状化対策効果は見込んでいない。

資料/豊川市小学校区別被害予測調査結果（南海トラフ地震）平成 27 年 1 月

### ③ 津波浸水想定域及び最大浸水深分布

- ・本市では、三河湾沿岸と豊川沿川の低平地で浸水する可能性がある想定されます。津波により浸水が想定される面積は、過去地震最大モデルの津波で約 160ha、理論上最大想定モデルの津波では最大約 267ha です。
- ・理論上最大想定モデル、過去地震最大モデルに共通して、遠州灘では発災後約 30 分以内に津波が押し寄せますが、伊勢湾や三河湾のような内湾では、沿岸に津波が到達するのは発災後 1 時間～2 時間近く経過してからと想定されます。

#### 【過去地震最大モデルの想定と理論上最大想定モデルの浸水域】



資料/豊川市小学校区別被害予測調査結果(南海トラフ地震)平成 27 年 1 月

#### 【震度・津波高・津波到達時間・浸水面積の想定(過去地震最大モデル)】

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高 30cm)	浸水面積 (浸水深 1 cm 以上)
6 強	3.2m	78 分	160ha

#### 【震度・津波高・津波到達時間・浸水面積の想定(理論上最大想定モデル)】

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高 30cm)	浸水面積 (浸水深 1 cm 以上)
7	3.5m	77 分	267ha

資料/豊川市小学校区別被害予測調査結果(南海トラフ地震)平成 27 年 1 月

#### ④ 建物被害・人的被害

- ・建物被害においては、原因の大半が地震動となっており、人的被害においては、原因のほとんどが建物倒壊となっています。

#### 【被害量の想定結果】

区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物被害 【全壊・焼 失棟数】	地震動	約 2,100 棟
	液状化	約 10 棟
	津波・浸水	約 10 棟
	急傾斜地 崩壊等	約 20 棟
	火災	約 5,300 棟
	合計	約 2,900 棟 ※冬夕方 18 時の場合
人的被害 【死者数】	建物倒壊	約 1,100 人
	津波・浸水	約 60 人
	急傾斜地 崩壊等	わずか
	火災	約 200 人
	合計	約 100 人 ※冬深夜 5 時の場合

※端数処理の為、合計が各数値の和に一致しない場合があります。  
資料/豊川市地域防災計画

⑤ ライフライン被害【過去地震最大モデル】

- ・ライフライン被害については、不特定要素を多く含むため、実際に対策を進める上で参照するものとして、「過去地震最大モデル」で想定しました。

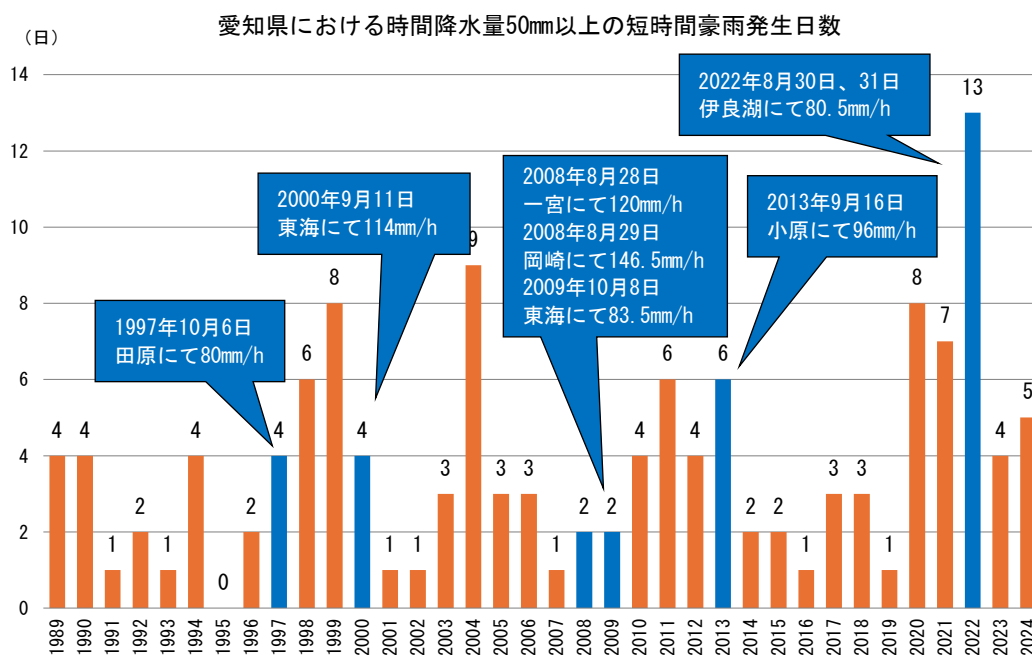
ライフライン被害	被害量の想定結果
上水道（断水人口）	約 174,000 人
下水道（機能支障人口） ※発災後 1 日後の想定	約 6,000 人
電力（停電戸数）	約 87,000 戸
固定電話（不通回線数）	約 29,000 回線
携帯電話（停波基地局率） ※発災後 1 日後の想定	約 81%
都市ガス（復旧対象戸数）	約 5,900 戸
L P ガス（機能支障世帯数）	約 6,600 世帯

資料/豊川市地域防災計画

### (3) 風水害(豪雨、洪水、高潮)により想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

#### 《愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数》



資料/愛知県地域強靱化計画  
気象庁ホームページ

本市においても、令和5年6月に、台風2号の接近に伴う線状降水帯の発生により、24時間雨量が400mmを超える観測史上最大の雨量を計測しています。

これにより、市内の各地において内水氾濫や河川の越水が発生し、市内全体で500件を超える住家の浸水や、約1,500台の自動車の水没被害が確認されたほか、市道においては33箇所が通行止めとなりました。

このほか、御津山の土砂災害による家屋の全壊や、農地の冠水による作物・農業施設・農機具等に甚大な被害が発生しました。

このことから、今後も同様の災害が発生することは容易に想定され、被害の防止や軽減に向けた対策が必要です。

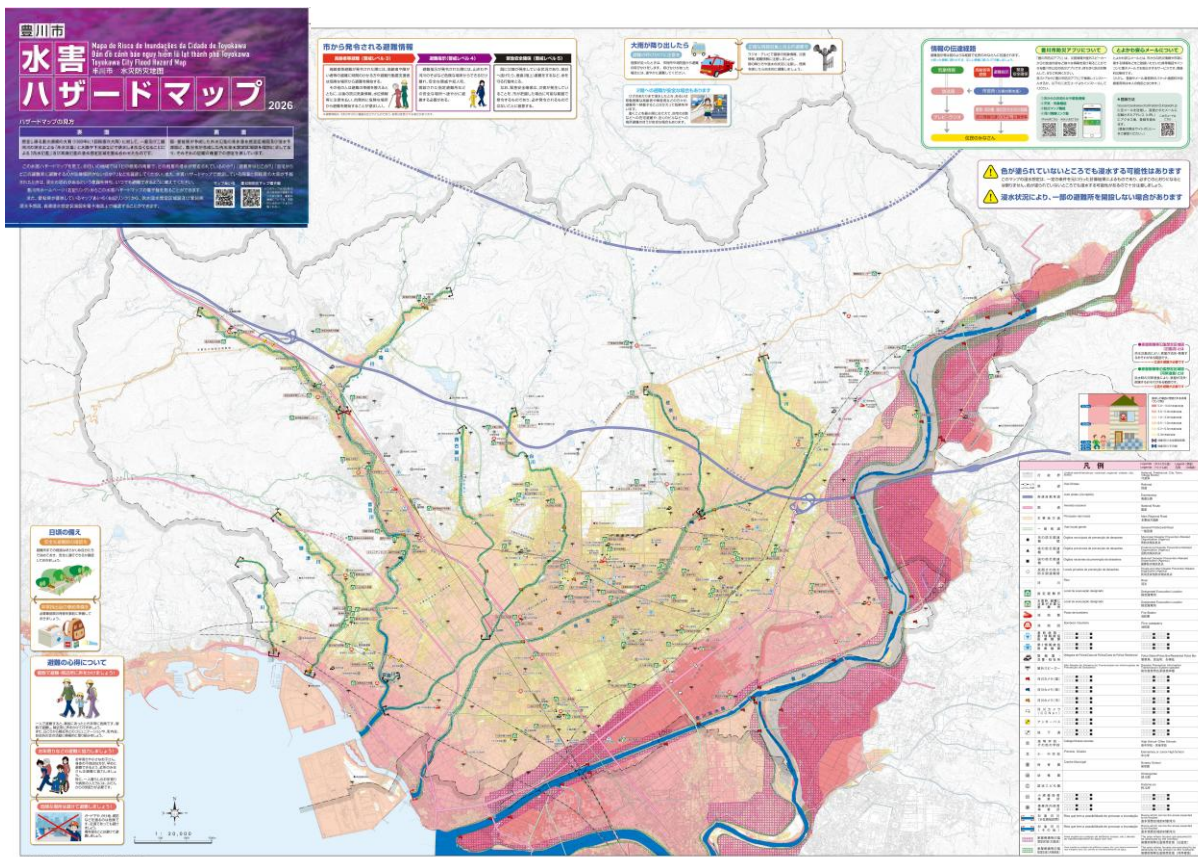
## 【河川の氾濫により想定される被害】

水防法に基づき、洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本市では、洪水予報河川に豊川と豊川放水路が指定され、水位周知河川に音羽川、佐奈川がそれぞれ指定されています。本市では豊川・豊川放水路、佐奈川・帯川、御津川、紫川、音羽川・白川・西古瀬川・山陰川についてそれぞれ水害ハザードマップを作成し、想定された大雨による河川の氾濫により浸水が想定される地域を公開しています。

また、想定を超える大雨となった場合、低地の洪水被害だけでなく、流木等による橋脚の損傷や、橋りょうそのものの流出により、河川を跨いでいる交通網が寸断されることも懸念されます。

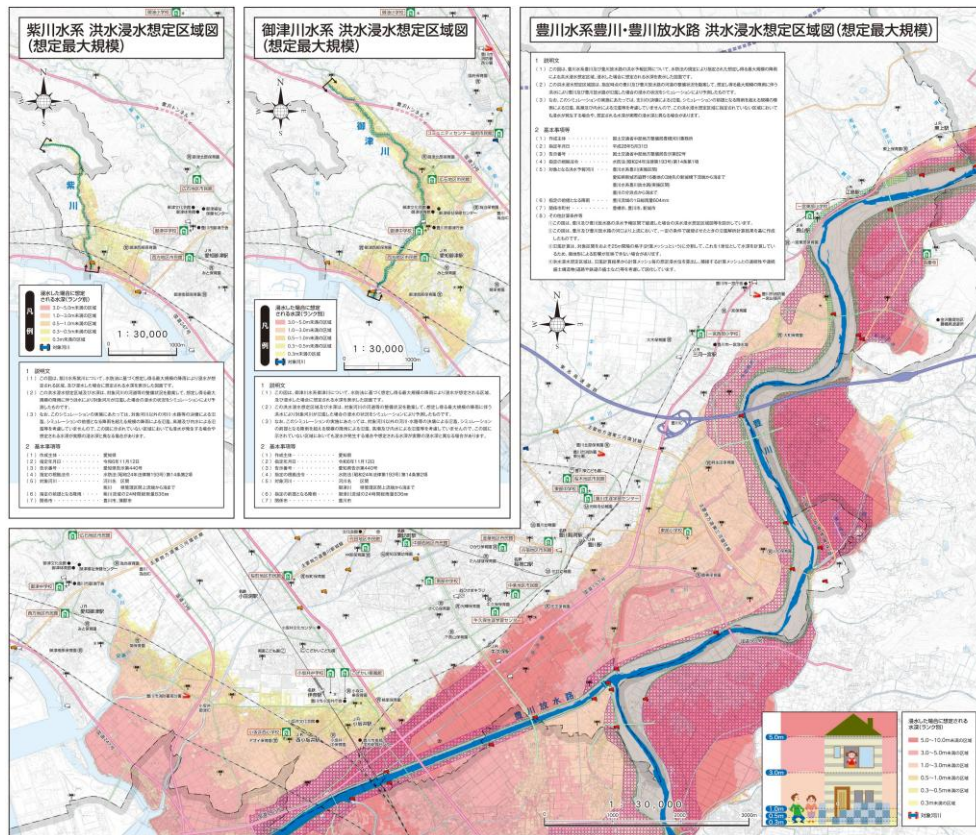
### 《浸水想定区域図》

市全域（想定最大規模の大雨による洪水・内水氾濫・高潮の浸水想定区域を重ね合わせたもの）



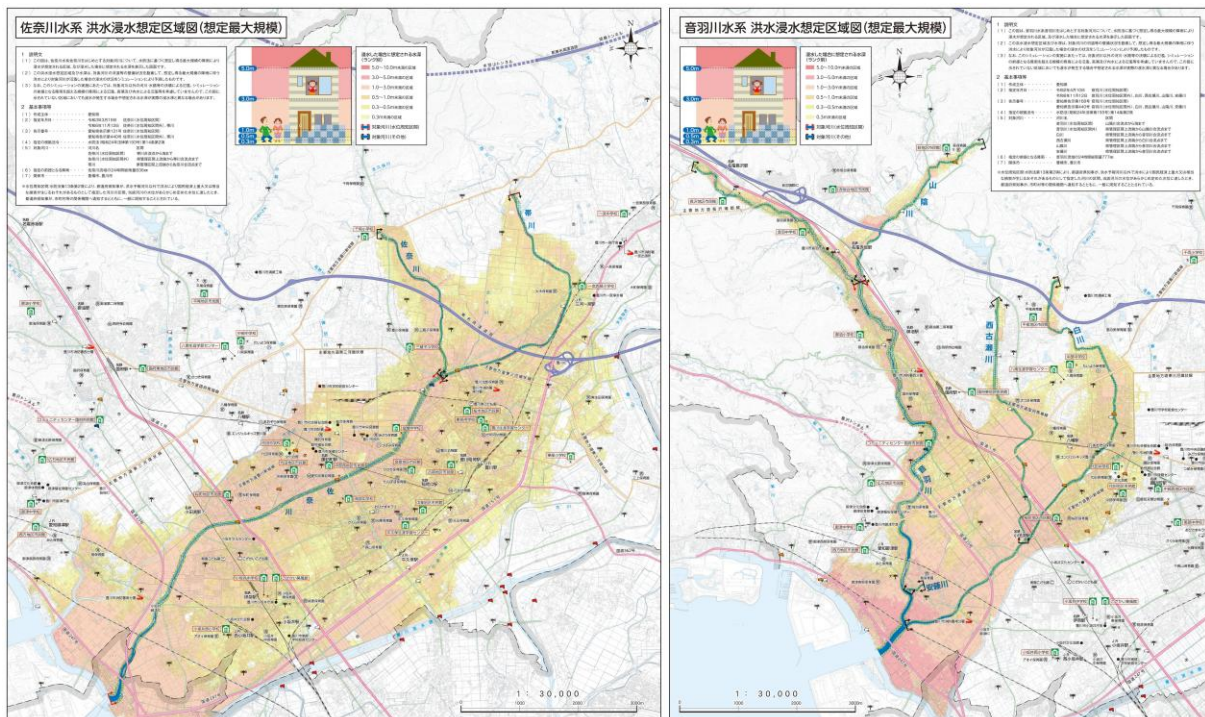
資料/豊川市水害ハザードマップ 2026

# 紫川水系・御津川水系・豊川水系豊川・豊川放水路の洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



資料/豊川市水害ハザードマップ 2026

# 佐奈川水系・音羽川水系の洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



資料/豊川市水害ハザードマップ 2026

## 【高潮により想定される被害】

三河湾では地形形状から、台風等による高潮被害が発生しやすい特徴があり、特に湾奥部に位置する三河港ではその現象が顕著となります。

過去には、昭和 28 年の台風第 13 号、昭和 34 年の台風第 15 号（伊勢湾台風）により大規模な高潮が発生し沿岸域の多くが浸水するという大災害を経験したことから、高潮対策として海岸保全施設の整備を進めてきました。

また、平成 21 年 10 月に愛知県沿岸に来襲した台風第 18 号では、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、潮位上昇により三河港ではコンテナが流される等、御津地区をはじめ三河湾に面した地域にて大きな被害を受けました。

### 《平成 21 年台風第 18 号による高潮での最高潮位》

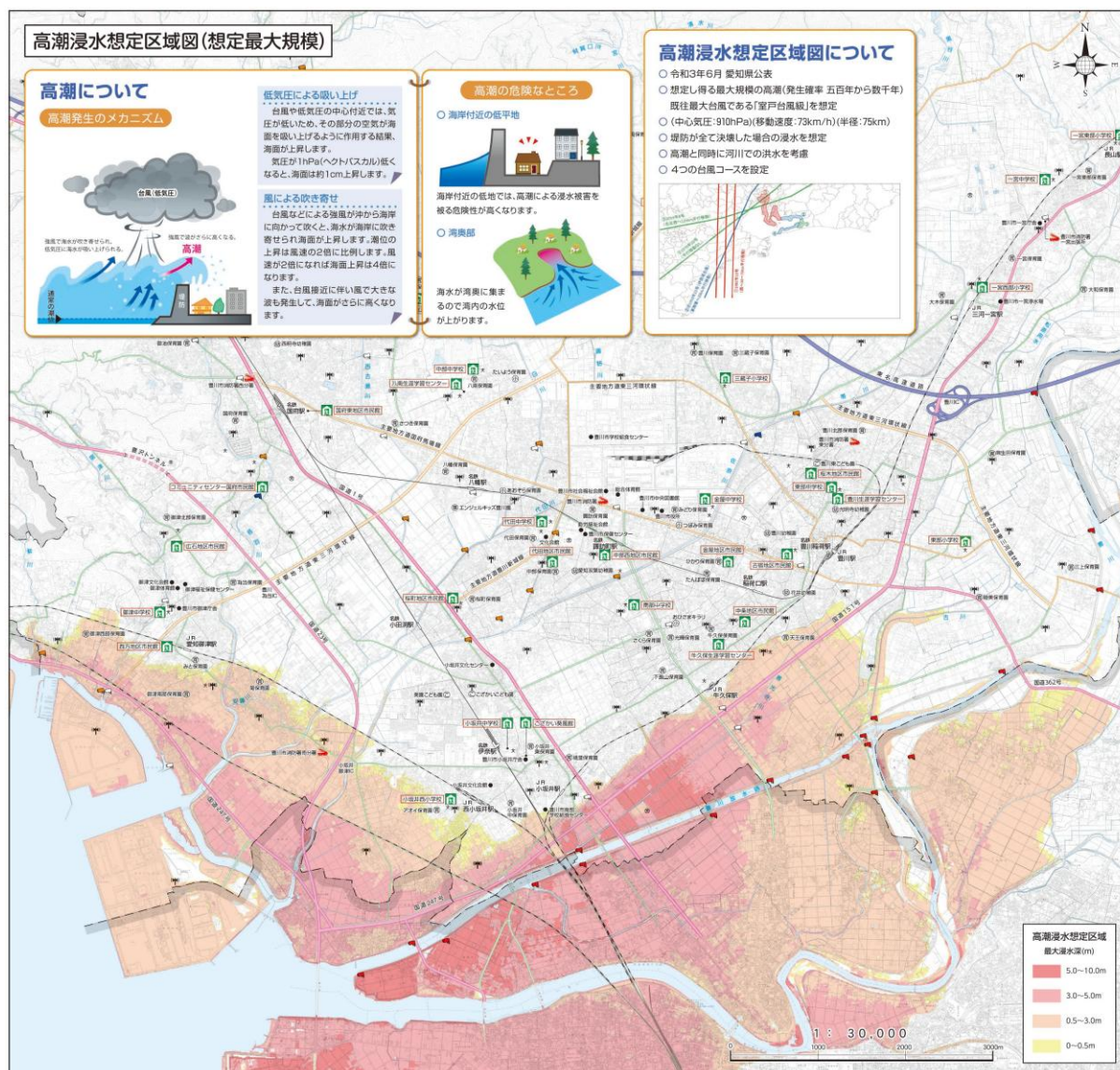


資料/名古屋地方気象台・神戸海洋気象台  
平成 21 年台風第 18 号による三河湾における高潮（10 月 8 日）報告

こうした中、愛知県では、高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、平成 26 年 11 月に高潮浸水想定が作成されました。この想定において、本市では臨海部や豊川・豊川放水路沿いの地域を中心に、高潮による浸水被害の発生が推定されています。

その後、平成 27 年に水防法の一部が改正され、高潮に関する水位周知制度と高潮に係る浸水想定区域が新たに設けられました。これを受けて、令和 3 年 6 月には、高潮浸水想定区域が指定され、高潮浸水想定区域図が公表されました。

## 《高潮浸水想定区域図（想定最大規模）》



資料/豊川市水害ハザードマップ 2026

高潮による被害は、小規模なものでも港湾のコンテナや係留してある船舶が流される被害が見られ、より大きな規模となると海岸堤防等の破損や家屋の流失の恐れがあります。特に海岸堤防の堤外地には、御津地区を中心として物流機能、生産機能が集中しており、多くの労働者が産業活動に従事していることから高潮に対するリスクが高くなっています。

#### (4) 土砂災害により想定される被害

本市には土砂災害のおそれのある区域である「土砂災害警戒区域」が 489 箇所、また、特に大きな被害が生じるおそれがある区域である「土砂災害特別警戒区域」が 445 箇所あります。

さらに令和 5 年 6 月大雨災害においては、御津地区で土砂災害が発生し、2 棟の住宅が全壊の被害を受けています。

近年は、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあり、土砂災害を防止するためのハード整備も必要ですが、情報収集や早めの避難指示といったソフト対策も進めていく必要があります。

#### (5) 異常渇水により想定される被害

短時間豪雨の発生回数が増加傾向にある一方で、無降水日の増加などの影響を受け、近年も全国各地で取水が制限される渇水が生じています。

平成 6 年の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施されたほか、令和 7 年夏には、全国の 27 水系 35 河川で渇水調整協議会等の開催、取水制限等の渇水体制がとられており、この中には豊川水系豊川も含まれています。

将来においても、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、更なる渇水被害が発生することが懸念されています。

#### (6) その他の被害

本市では、これまでも地震、台風・大雨に伴う風水害のほか、竜巻等の災害を経験しています。過去の災害の特徴や経験も踏まえながら、地域の強靱化を進めていく必要があります。

《豊川市における過去の主要な災害一覧（平成以降）》

年 月 日	原因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
1989 (平 元. 1. 19~ 20)	大雨			1(床上) 11(床下)	畑冠水 1.6ha
1990 (平 2. 5. 4~5)	大雨			1(床下)	公共土木施設被害 19 箇所
1990 (平 2. 9. 19~ 20)	台風 19 号	1(軽傷)	3(一部損壊)		停電 1,000 戸
1990 (平 2. 9. 30)	台風 20 号			3(床上) 74(床下)	公共土木施設被害 22 箇所 崖崩れ 2 箇所
1991 (平 3. 9. 13~ 14)	台風 17 号			2(床上) 3(床下)	

年 月 日	原 因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
1991 (平 3.9.18~ 19)	台風 18 号			2(床下)	道路損壊 3 箇所、道路冠水 20 箇所
1993 (平 5.9.8~9)	台風 14 号			2(床下)	公共土木施設被害 6 箇所 道路損壊 2 箇所、道路冠水 1 箇所
1994 (平 6.9.17~ 18)	大雨			6(床上) 98(床下)	公共土木施設被害 3 箇所 道路冠水 5 箇所
1994 (平 6.9.29~ 30)	台風 26 号		3(一部損 壊)	1(床下)	道路冠水 19 箇所
1997 (平 9.3.16)	地震				愛知県東部 M5.8 豊川震度 4 公共建物被害 3 棟
1997 (平 9.10.6~7)	大雨			1(床下)	
1999 (平 11.9.21~ 24)	台風 18 号 及び竜巻	2(重傷) 36(軽傷)	1(全壊) 2(半壊) 341(一部損 壊)		公共土木施設被害 11 箇所 停電 2,500 戸、断水 80 戸 被害総額 909,000 千円 避難所 2 箇所
2000 (平 12.9.11~ 12)	大雨			1(床上)	公共土木施設被害 6 箇所 道路損壊 1 箇所、道路冠水 5 箇所
2000 (平 12.10.31)	地震				三重県中部 M5.5 音羽震度 3、御津震度 3、 小坂井震度 3
2001 (平 13.4.3)	地震				静岡県中部 M5.1 一宮震度 3
2001 (平 13.7.19)	大雨			8(床下)	道路冠水 2 箇所 被害総額 1,000 千円
2001 (平 13.8.21~ 22)	台風 11 号				道路冠水 6 箇所、停電 310 戸 被害総額 30 千円 避難所 3 箇所
2001 (平 13.9.27)	地震				愛知県西部 M4.3 豊川震度 3、一宮震度 3、 御津震度 3、小坂井震度 3
2002 (平 14.8.15)	大雨			1(床下)	道路冠水 3 箇所
2002 (平 14.10.1)	台風 21 号		4(一部 損壊)		道路冠水 1 箇所
2003 (平 15.8.7~9)	台風 10 号			2(床下)	公共土木施設被害 2 箇所 道路冠水 2 箇所、停電 15 戸 被害総額 7,650 千円 避難所 2 箇所
2004 (平 16.1.6)	地震				熊野灘 M5.4 音羽町震度 3、御津町震度 3
2004 (平 16.6.19~ 21)	台風 6 号		1(一部 損壊)		公共土木施設被害 8 箇所 道路冠水 1 箇所、避難所 1 箇 所
2004 (平 16.9.5)	地震				紀伊半島沖 M6.9 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、御津震度 3、 小坂井震度 3

年 月 日	原 因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2004 (平 16.9.5)	地震				東海道沖 M7.4 御津震度 4、豊川震度 3、 一宮震度 3、音羽震度 3、 小坂井震度 3
2004 (平 16.10.8～ 9)	台風 22 号			2(床上)	道路損壊 2 箇所、道路冠水 7 箇所 停電 15 戸、崖崩れ 1 箇所 被害総額 7,650 千円 避難所 5 箇所、避難者数 2 名
2004 (平 16.10.19～ 21)	台風 23 号				道路冠水 9 箇所、崖崩れ 1 箇 所、 停電 400 戸 被害総額 500 千円
2008 (平 20.8.28～ 30)	8 月末豪雨			1(床上)	公共土木施設被害 6 箇所 被害総額 220 千円
2009 (平 21.8.11)	地震				駿河湾 M6.5 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、御津震度 3、 小坂井震度 3
2009 (平 21.10.7～ 8)	台風 18 号	3(重傷) 1(軽傷)	2(全壊) 1(半壊) 161(一部損 壊)	1(床上) 4(床下)	公共土木施設被 27 箇所 道路冠水 5 箇所 被害総額 1,749,510 千円 避難所 24 箇所、避難者数 55 名
2010 (平 22.2.28)	千り地震				9:33 伊勢・三河湾(1m) 津波 警報 21:13 津波警報→津波注意報 23:36 津波注意報解除
2011 (平 23.3.11)	東日本大震 災				14:46 三陸沖 M9.0 最大震度 7 15:14 伊勢・三河湾 津波注意 報 15:30 津波注意報→警報 3/12 13:50 津波警報→注意報 20:20 津波注意報解除 豊川震度 3、一宮震度 3、 小坂井震度 3 三河港津波最大値 60cm 御幸浜津波高 50cm 避難所 1 箇所
2011 (平 23.3.15)	地震				静岡県東部 M6.4 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、小坂井震度 3
2011 (平 23.9.21)	台風 15 号		11(一部損 壊)	3(床下)	被害総額 216,590 千円 避難準備情報、避難勧告 避難所 10 箇所、避難者数 90 名
2011 (平 23.12.14)	地震				岐阜県美濃東部 M5.1 一宮震度 3
2012 (平 24.6.19)	台風 4 号		3(一部損壊)		道路損壊 3 箇所、道路冠水 9 箇所 被害総額 11,521 千円 避難準備情報 避難所 4 箇所、避難者数 2 名

年 月 日	原 因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2012 (平 24. 9. 30)	台風 17 号	1(軽傷)	8(一部損壊)		道路冠水 1 箇所、停電 2,080 戸 被害総額 11,687 千円 避難所 5 箇所、避難者数 8 名
2013 (平 25. 8. 3)	地震				遠州灘 M4.9 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、御津震度 3 小坂井震度 3
2013 (平 25. 9. 15)	台風 18 号	1(重傷) 4(軽傷)	37(一部損壊)	8(床下)	道路損壊 1 箇所、道路冠水 10 箇所 被害総額 158,687 千円 避難所 1 箇所、避難者数 2 名
2013 (平 25. 10. 15)	台風 26 号		19(一部損壊)		道路冠水 2 箇所 停電 3,470 戸 被害総額 23,615 千円 避難所 1 箇所、避難者数 2 名
2014 (平 26. 8. 9~ 10)	台風 11 号		1(一部損壊)		
2014 (平 26. 8. 12)	大雨			1(床下)	
2014 (平 26. 10. 5~ 6)	台風 18 号	1(軽傷)			被害総額 2,316 千円 避難所 1 箇所、避難者数 3 名
2014 (平 26. 10. 13~ 14)	台風 19 号				避難所 5 箇所、避難者数 5 名
2015 (平 27. 7. 3)	大雨			1(床下)	
2015 (平 27. 7. 16~ 17)	台風 11 号				被害総額 400 千円
2015 (平 27. 8. 16)	大雨			1(床上)	道路冠水 4 か所
2015 (平 27. 9. 8)	台風 18 号				道路損壊 2 箇所、道路冠水 1 箇所 被害総額 1,340 千円
2015 (平 27. 9. 18)	チリ沖地震				3:00 伊勢・三河湾 津波注意報 16:40 津波注意報解除
2017 (平 29. 6. 21)	大雨			3(床下)	道路損壊 2 箇所、冠水 4 箇所 避難準備・高齢者等避難開始 避難所 7 箇所 (2 世帯 5 名)
2017 (平 29. 8. 7)	台風 5 号 及び突風				一部損壊 7 棟 農産被害 4,903 千円
2017 (平 29. 10. 22)	台風 21 号				道路損壊 1 箇所、公共土木施設 3,000 千円 農産被害 34,320 千円、畜産被害 2,800 千円 避難所 25 箇所 (8 世帯 11 名)
2017 (平 29. 10. 29)	台風 22 号				農産被害 1,500 千円 畜産被害 1,000 千円
2018 (平 30. 7. 28)	台風 12 号				農産被害 45,670 千円 畜産被害 1,150 千円 避難所 25 箇所 (6 世帯 12 名)

年 月 日	原因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2018 (平 30.9.4)	台風 21 号				避難所 25 箇所 (19 世帯 32 名)
2018 (平 30.9.30)	台風 24 号	1(軽傷)		1(床下)	道路冠水 2 箇所 農産被害 66,940 千円 畜産被害 10,050 千円 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告 避難所 25 箇所 (79 世帯 169 名)
2019 (令 1.10.11~12)	台風 19 号				道路冠水 3 箇所 避難準備・高齢者等避難開始 避難所 25 箇所 (48 世帯 81 名)
2020 (令 2.7.6~8)	大雨				道路損壊 1 箇所 堤防損壊 1 箇所
2020 (令 2.7.9~11)	大雨				道路損壊 1 箇所 道路冠水 1 箇所
2020 (令 2.7.25)	大雨				西古瀬川越水 1 箇所
2020 (令 2.9.27)	地震				13 時 13 分頃静岡県西部M5.3 最大震度 4 (一宮震度 4、豊川・音羽、御津震度 3)
2021 (令 3.7.2~3)	大雨				道路冠水 12 箇所 河川越水 2 箇所 崖くずれ 1 箇所
2021 (令 3.8.9)	突風		28(一部損壊)		公立文教施設被害 10,000 千円 農産被害 27,450 千円
2021 (令 3.8.18~19)	大雨			2(床下)	道路冠水 19 箇所 レベル 3 高齢者等避難 避難所 8 箇所 (2 世帯 6 名)
2022 (令 4.8.31~9.1)	大雨			1(床下)	道路冠水 1 箇所 山蔭川越水 1 箇所 佐奈川越水 1 箇所
2022 (令 4.9.23~9.24)	台風 15 号				道路冠水 1 箇所 御津川法面崩壊 1 箇所
2023 (令 5.6.2)	大雨		2(全壊) 2(大規模半壊) 19(半壊)	273(床上) 276(床下)	非住家被害 95 棟 車両被害 1,493 台 河川越水 17 河川 道路損壊 145 箇所 林道被害 21 路線 農業被害 1,644,420 千円 学校被害 2 箇所 レベル 4 避難指示 レベル 5 緊急安全確保 避難所 28 箇所(283 世帯 553 人)
2024 (令 6.8.8)	地震				宮崎県日向灘(震度 6 弱、M7.1) 発生 17 時 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) 発表 19 時 15 分 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表

年	月	日	原因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2024	(令 6.8.27~		台風10号				道路損壊 1 箇所 道路冠水 1 箇所 河川法面崩壊 1 箇所 公立文教施設 1 箇所 108 千円 農林水産業施設 297 千円 農産被害 8,280 千円 林産被害 218 千円 畜産被害 1,000 千円
2025	(令 7.7.30~		カムチャツカ半島付近の地震				7月30日 8時25分 カムチャツカ半島付近 M8.7 8時37分 伊勢・三河湾に津波予報(若干の海面変動) 9時40分 伊勢・三河湾に津波注意報 7月31日 10時45分 伊勢・三河湾の津波注意報解除

令和8年1月1日現在  
資料/愛知県防災安全局防災部災害対策課発行 災害の記録、  
豊川市地域防災計画、災害発生状況等(確定報告等)、  
時系列による

## 第3章 豊川市の強靱化の基本的な考え方

### 1 豊川市地域強靱化計画の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする

### 2 豊川市の強靱化を進める上での展開方向

基本計画及び愛知県地域強靱化計画に掲げる展開方向を踏まえ、本市においても、次の展開方向に沿って取組を進めることとします。

- ✓ 市民の生命と財産を守る防災インフラ（河川、砂防・治山、海岸等）の整備・管理
- ✓ 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ✓ デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化
- ✓ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
- ✓ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

## 第4章 豊川市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

### 1 脆弱性の評価

#### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定

基本目標を達成し、本市を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、豊川市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、6つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 あらゆる自然災害に対し、市民の直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
	2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 地域の経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域の経済力の低下
	4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
	4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-5 農地・森林等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

## (2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、10の個別施策分野及び5の横断的分野を設定しました。

個別施策分野		横断的分野
①行政機能／警察・消防等 ／防災教育	⑥産業・経済	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市	⑦交通・物流	②人材育成
③保健医療・福祉	⑧農林水産	③老朽化対策
④エネルギー	⑨環境	④産学官民・広域連携
⑤情報通信	⑩土地利用及び地域保全	⑤デジタル活用

## (3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定しました。

## 2 推進すべき施策の方針

### (1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前節(3)で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりです。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的な数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとしました。

なお、記載にあたっては、それぞれの施策の取組主体について、下記のとおり設定しました。

#### 取組主体の種類

- 【国】 中部地方整備局などの地方行政機関
- 【県】 愛知県（県警本部含む）
- 【市】 豊川市
- 【水資源機構】 独立行政法人水資源機構
- 【地域】 市民、自主防災会、地域コミュニティなど
- 【民間】 事業者、民間団体など

## 目標1 あらゆる自然災害に対し、市民の直接死を最大限防ぐ

### 1-1 大規模地震に伴う住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

#### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
住宅・建築物等の耐震化等の促進	住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置の補助等による施策により公営住宅整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。【市】
建築物内部の危険防止対策の推進	地震の揺れによる被害の発生に備え、住宅・建築物の構造強化はもとより、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などへの対策を推進する。【市・地域・民間】
老朽木造住宅・老朽空き家対策の推進	老朽木造住宅の割合が高い地域については、豊川市建築物耐震改修促進計画に基づき、重点的に建物の耐震診断及び耐震化を促進するとともに、市内全域を対象に空き家の実態把握や老朽空き家などの倒壊により生じる危険性を回避するための対策を講じる。【市】
地域や企業における防災力の向上	自主防災組織の訓練等を通じて、市民、事業所等が連帯した地域ぐるみの防災体制を確立・強化する。【市・地域・民間】

施策タイトル	概要【推進主体】
橋りょうの長寿命化及び耐震化の促進	緊急輸送道路等における重要な橋りょうについて橋りょう本体の補修及び耐震補強を推進するとともに、新たに橋りょう等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。 【国・県・市】
防災拠点としての都市公園の整備	都市公園は、災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っていることから、適正配置を考慮した整備を進める。【市】
公共施設等の耐震性能の向上	地震発生時の避難・救護拠点となる施設をはじめとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「豊川市建築物耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図る。【市・地域・民間】
既存不適格建築物の安全性向上	既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度や、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。【市】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
住宅・建築物等の耐震化等の促進	耐震性のある住宅の割合[%]	84(R6)	おおむね解消(R12)
	耐震ローラー作戦の実施[回/年]	2(R7)	2(R12)
建築物内部の危険防止対策の推進	窓ガラス飛散防止フィルム貼付率（市民意識調査）[%]	10.5(R7)	15.5(R12)
	窓ガラス飛散防止フィルム貼付事業実施件数[件]	6(R6)	20(R12)
	家具転倒防止器具取付事業[件]	14(R6)	40(R12)
	家具転倒防止対策をテーマとした出前講座の開催[回]	2(R7)	2(R12)
老朽木造住宅・老朽空き家対策の推進	空家等対策計画[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
地域や企業における防災力の向上	町内会加入世帯数[世帯]	53,704(R7)	53,704(R12)
	中学1年生への防災教育の実施[中学校]	4(R6)	全10(R12)
	とよかわ防災リーダー（女性防災リーダー含む）養成講座[人/年]	59(R7)	60(R12)
	防災協力事業所の締結[件[計]]	55(R7)	65(R12)
	防災センターの団体見学の受け入れ[人/年]	5,141(R6)	6,500(R12)
橋りょうの長寿命化及び耐震化の促進	橋りょう補修工事の実施[橋[計]]	9(R7)	14(R10) 全14橋の橋りょう法定点検結果による
	緊急輸送道路の橋梁の耐震化(県)[橋[計]]	2(R7)	3(R8)（一年更新）

防災拠点としての都市公園の整備	ソーラー照明灯の配備[箇所[計]]	7(R7)	9(R12)
	ソーラー電波時計の整備[箇所[計]]	21(R7)	23(R12)
	施設改修を行う公園数[公園/年]	5(R7)	16(R12)
	便所等のバリアフリー化を行う公園数[公園/年]	6(R7)	1(R12)
	新規に供用開始した都市公園数[公園[計]]	11(R7)	13(R12)
	豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定[-]	策定(R7)	必要に応じて見直し(R12)
公共施設等の耐震性能の向上	施設の複合化[-]	継続実施(R7)	一宮地域交流会館(仮称)建設(R11 予定)
	校舎の耐震化の推進[-]	継続実施(R7)	小坂井中学校建替え(R11)
	生涯学習センター等の改修・改築工事[-]	継続実施(R7)	三蔵子地区市民館建替え(R8) 千両地区市民館建替え(R10 予定) 御油生涯学習センター建替え(R8~R9)
	小坂井 B&G 海洋センターの工事	未実施(R7)	基本設計、実施設計、工事
既存不適格建築物の安全性向上	市営住宅の耐震構造住宅の整備率[%]	88.6(R7)	今後解消予定

## 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
密集市街地における不燃化による安全な市街地の形成	密集市街地において、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。【市】
消防水利の整備	「消防水利の基準」に基づき、消防水利未整備地域の消防水利を充足させ、消火栓や耐震性貯水槽(防火水槽)などの消防水利を継続して整備する。【市】
延焼拡大の防止措置の促進	大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、活動に必要な救助資機材等を充実させるとともに、消防団や自警団も含めた教育訓練の充実・強化を推進する。【市・地域】
不特定多数の者が利用する施設の安全性向上	消防法に基づき消防用設備等の設置、防火管理者の選任、消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行い防火体制の強化を推進する。【市・民間】

施策タイトル	概要【推進主体】
感震ブレーカー等 安全対策の普及促進	地震時における通電火災を防止するため、電力会社等と連携して感震ブレーカー等の普及や、避難の際のブレーカー遮断について普及啓発を図る。【市・民間】
火災予防、初期消火の普及啓発	火災予防運動期間中や各種イベント等を通じ、消防音楽隊、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等各種団体と連携し、通常時の火災予防に対する啓発を行うとともに、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の確保など普及徹底を図り、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動についての普及啓発を図る。【市・地域】
狭あい道路の拡幅	火災からの逃げ遅れを防止するため、後退用地の拡大や狭あい道路の拡幅を行い、避難路を確保する。また、土地区画整理事業を進めている地区の早期完了や地区計画等の活用により公共施設整備に取り組む。【県・市】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
消防水利の整備	耐震性防火水槽の整備[基[計]]	200(R7)	1基/年
火災予防、初期消火の普及啓発	火災予防啓発[-]	実施(R7)	継続実施(R12)
狭あい道路の拡幅	後退用地寄附件数[件/年]	19(R7)	25(R12)

## 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
津波に強いまちづくり	津波浸水の危険性の低い地域に居住誘導するような土地利用計画の策定、即時避難を可能とする避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備・管理や避難訓練を実施する。【市】
浸水想定を踏まえた行政施設等の整備	行政関連施設、要配慮者の関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。【県・市・民間】

施策タイトル	概要【推進主体】
御津川の津波対策	御津海岸における海岸保全、御津川における津波対策を関係機関へ働きかけ、協働して対策を実施する。【県・市】
津波を想定した避難路の整備	津波が発生した際の避難路としての使用が見込まれる道路については、見通しの確保をはじめ、歩行者の安全性の向上等避難の円滑化に必要な整備を実施する。【市】
津波防災に関する普及啓発	防災週間及び津波防災の日等において、各種講習会やイベント等の開催により地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、津波防災に関する啓発用コンテンツを作成し、各種防災行事等を通じて啓発する。【市・地域】
津波に係る情報伝達体制の強化	津波警報等や避難情報についてあらかじめ市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容や体制について強化する。その際、要配慮者（避難行動要支援者）や一時滞在者等に特に配慮するほか、強い揺れを伴わない津波地震や遠地地震についても逃げ遅れを発生させないような措置を講じる。【市】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
津波に強いまちづくり	御津 2 区避難用高台の整備[-]	整備済(R7)	検証(R12)
	御津 1 区工業団地避難用階段の整備[-]	整備済(R7)	検証(R12)
	津波避難訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)
御津川の津波対策	津波ラインの整備[箇所]	33（整備済）(R7)	必要に応じて整備(R12)
	津波標識の整備[箇所]	3（整備済）(R7)	必要に応じて整備(R12)
津波を想定した避難路の整備	市道の改良率[%]	71.9(R7)	72.5(R12)
	浸水案内看板及び路面標示の設置箇所数[箇所]	看板 14 路面標示 3(R7)	看板 14 路面標示 3(R12)
	愛知御津駅橋上化建設整備[-]	継続実施(R7)	建設完了 (時期未定)
	津波避難マニュアル[対象地区]	9 地区(R7)	必要に応じて見直し(R12)
津波防災に関する普及啓発	防災センターの団体見学の受け入れ[人/年]	5,141(R6)	6,500(R12)
津波に係る情報伝達体制の強化	水害・土砂災害、高潮、津波に係る避難情報の判断・伝達マニュアルの検証、見直し[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)

## 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
水災害に関するハザード情報の周知	住民が的確な避難行動をとれるよう、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、防災センター床面地図、広報紙・PR紙、ホームページなどを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図る。【市】
複合災害も念頭に置いた避難計画の作成	公共施設をはじめとする防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害についても想定しておく。【国・県・市】
流域治水の推進	気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。【国・県・市・地域・民間】
立地適正化計画に基づく施設誘導	立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進する。【市】
鉄道の浸水対策	鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。【民間】
ため池・農業用排水施設等の防災対策	防災重点農業用ため池について、耐震化等を推進するとともにため池ハザードマップの作成支援などを行い、市民に対して適切な情報提供を行う。【市】
田んぼダムの整備	「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。【県・市】
グリーンインフラの推進	将来的なグリーンインフラの普及拡大に向けて、地域の特性に応じた導入のあり方を検討し、効果的な活用を進める。【県・市】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
水災害に関するハザード情報の周知	水害ハザードマップの作成[-]	作成(R7)	必要に応じて作成(R12)
ため池・農業用排水施設等の防災対策	農業用ため池ハザードマップの作成箇所数[箇所]	1[計 22](R7)	必要に応じて作成(R12)

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
盛土造成地や危険な宅地の安全確保	違法な宅地造成や危険な宅地についての監視や指導監督を強めて、盛土造成地をはじめとする宅地の安全確保に努める。【市】
土砂災害の危険性の周知	土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図るとともに、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するなど、宅地の安全性の把握及び安全対策を実施する。【市・地域】
砂防事業の推進	集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の侵食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工をはじめ、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を県に要望し、事業を推進する。【県・市】
危険区域等の指定による土砂災害対策の推進	集中豪雨等に伴うがけ崩れや地すべりの災害に対処するため、一定の条件を満たす区域を「急傾斜地崩壊危険区域」・「地すべり防止区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施するよう県に要望し、事業を推進する。【県・市】
安全な土地利用への誘導	各種個別法令（国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、都市再生特別措置法）等により、適正かつ安全な土地の整備・整理を図る。【市】
治山対策の推進	総合的土砂災害対策を推進するため、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区を地域住民に周知徹底するほか、溪流部の堰堤整備などの治山対策を関係機関へ働きかけ、事業を推進する。【国・県・市】
ため池等の安全性向上	ため池等の堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。【県】
山間地域における道路の防災対策の推進	山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。【市】

■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
盛土造成地や危険な宅地の安全確保	大規模盛土造成地における経過観察の実施[38 か所/年]	経過観察実施中(R7)	継続実施(R12)
土砂災害の危険性の周知	大規模盛土造成地における経過観察の実施[38 か所/年]	経過観察実施中(R7)	継続実施(R12)
	地域防災計画の修正[-]	作成(R7)	必要に応じて修正(R12)
	防災マップの作成[-]	作成(R7)	必要に応じて作成(R12)
ため池等の安全性向上	農業用ため池の耐震化等の整備[箇所]	1(R7)	必要に応じて整備(R12)

## 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
防災施設・災害対策資機材の整備と円滑な運用	<p>地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を行う。</p> <p>消防署所については適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転、建替えを推進する。</p> <p>大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するためには、「消防力の整備指針」に基づき、消防車両・資機材の計画的な更新を推進する。</p> <p>災害発生時の燃料確保のためには自家用給油取扱所の整備を推進する。また、電力確保対策のため非常用発電設備の強化を推進する。【市・民間】</p>
救急活動能力の充実・強化	<p>救急業務における搬送途上の救命率向上のため、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等を整備する。【市】</p>
救助用資機材の整備強化と定期的な点検	<p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備・改善及び定期的な点検を実施する。【市】</p>
緊急消防援助隊の充実・強化	<p>大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制を確立する。【国・県・市】</p>
消防応援体制の整備	<p>大規模災害が発生した場合において、各協定等に基づく応援・受援が円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制を整備する。【市】</p>
消防団施設・災害対策資機材の整備	<p>消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【市・地域】</p>
消防団員の確保	<p>消防団員の確保を図るため、消防団員の活動環境の整備や、市民や企業の消防団活動への理解を深める施策を推進するとともに、消防団員の処遇改善を実施する。【市・地域】</p>
支援団員の活用	<p>消防団活動において、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する支援団員を確保し、災害時の即応体制の強化を推進する。【市・地域】</p>

施策タイトル	概要【推進主体】
消防団員の災害対応力の強化	大規模災害発生時に消防団が機能的に活動できるよう活動マニュアルを随時見直すとともに、活動訓練や講習会を充実させる。【市・地域】
防災リーダーの活用	防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、啓発用資機材などを整備し、防災リーダーを積極的に活用する。【市・地域・民間】
総合防災訓練の実施	国や県等防災関係機関をはじめ、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力・連携のもとに大規模な災害に備えた総合防災訓練を実施する。【国・県・市・地域・民間】
災害時の道路ネットワークの整備	大規模災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路等の整備及び必要な代替ルートを確認する。また、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。【国・県・市】
避難行動要支援者の支援体制の充実	自主防災会、民生委員等と連携して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画（個別避難計画）の策定を行う。また、平常時から避難行動要支援者の所在情報の把握、管理及び安否確認、避難誘導體制の整備等を行う。【市・地域】
災害対応体制の強化	災害発生時に自衛隊、警察、消防、海保等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換を推進する。【国・県・市】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
防災施設・災害対策資機材の整備と円滑な運用	消防署本署の建替え[-]	1期工事 (R7)	運用開始 (R9.12~)
	消防車両の計画的更新[台/年]	1(R7)	計画更新(R12)
	自家用給油取扱所整備計画の策定[-]	未定(R7)	策定(R12)
	防災ドローン航空隊の運用、訓練[-]	運用(R7)	継続実施(R12)
救急活動能力の充実・強化	高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の更新・整備[台/年]	1(R7)	計画更新(R12)
緊急消防援助隊の充実・強化	豊川市消防本部受援計画[-]	検証(R7)	継続検証(R12)
消防団施設・災害対策資機材の整備	消防団車両の更新・整備[台/年]	1(R7)	計画更新(R12)
消防団員の確保	消防団員募集啓発活動の実施[回/年]	1(R7)	継続実施(R12)
	消防団員報酬[円]	最低 38,000 円/年、出動手当最低 3,000 円/回	検証(R12)

	消防団員数[人]	591 (現員数) (R7)	631 (条例定数) (R12)
支援団員の活用	支援消防団員数[人]	71(R7)	80(R12)
消防団員の災害対応力の強化	消防団員講習会の開催[回/年]	1(R7)	継続実施(R12)
	消防団活動訓練の実施[回/年]	1(R7)	継続実施(R12)
	豊川市消防団震災等行動マニュアル、消防団活動安全管理マニュアル～津波災害編～の見直し[-]	策定(R7)	検証(R12)
防災リーダーの活用	とよかわ防災リーダー（女性防災リーダー含む）養成講座[人/年]	59(R7)	60(R12)
総合防災訓練の実施	総合防災訓練[回/年]	1(R7)	1(R12)
災害時の道路ネットワークの整備	都市計画道路の整備率[%]	67.5(R7)	69.5(R12)
避難行動要支援者の支援体制の充実	福祉専門職による個別避難計画作成件数[件][計]	166(R6)	466(R12)
	福祉避難所として避難行動要支援者の受入に関する協定を締結した社会福祉施設[施設]	15(R6)	安定運用を継続(R12)
	避難行動要支援者登録数[人]	1,855(R6)	継続実施(R12)
	コミュニケーション支援ボード設置箇所数[箇所]	115(R7)	115(R12)
	点字版コミュニケーション支援ボード設置箇所数[箇所]	115(R7)	115(R12)

## 2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
非常時のための燃料・電源の確保	病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源、燃料等を確保しておく。【国・県・市・民間】
医師会等との連携強化	大規模災害発生時には、基幹病院を中心とした既設の医療機関や指定避難所において応急救護活動を実施することから、平時からそれら団体と防災会議や防災訓練などを通じた連携強化を推進する。【市・民間】
保健所との連携強化	大規模災害時のDMA T（災害時派遣医療チーム）等医療従事者の派遣や、避難所等における二次健康被害を最小化するための巡回について、豊川保健所と連携強化を推進する。【県・市】

施策タイトル	概要【推進主体】
災害時の救急医療に係る情報収集体制の強化	広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を推進する。【市・民間】
医薬品等の確保体制の構築	医薬品・医療ガス・医療機器・食料などのあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行き、安定供給が可能な体制を構築する。【市・民間】
社会福祉施設における災害対応体制の強化	社会福祉施設において、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。また、大雨等により発生し得る災害に備えて、有効な避難手段の確保と避難自体に要する時間の短縮を図るため、円滑で安全な避難ができるような施設整備を進める。【国・県・市・民間】
被災時の要配慮者の受入体制の確立	被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、地域住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制を確立する。【国・県・市・民間】
民間社会福祉施設の災害時使用に関する協定締結の促進	要配慮者の状態に応じて適切に対応することが必要なことから、民間社会福祉施設と市との間で施設の使用に関する協定を締結する。【市・民間】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
非常時のための燃料・電源の確保	地下水利用システムの安定運用[-]	継続(R7)	継続(R12)
	定員 29 名以下の高齢者施設等の大規模修繕及び非常用自家発電設備等整備補助[事業所]	計 2(R6)	継続実施(R12)
医師会等との連携強化	医師会等関係機関との合同防災訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)
保健所との連携強化	東三河南部医療圏災害医療対策部会の開催[回/年]	1(R7)	1(R12)
社会福祉施設における災害対応体制の強化	浸水想定区域等に所在する定員 29 名以下の高齢者施設等の水害対策強化事業補助[-]	該当なし(R7)	継続実施(R12)
被災時の要配慮者の受入体制の確立	避難行動要支援者に対する情報伝達訓練の実施[回/年]	0(R6)	1(R8)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
避難生活における災害時要配慮者の支援体制の構築	指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定できるようにする。また、特に、医療的ケアを必要とする者に配慮し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に努める。【市・民間】
住民主体による避難所運営体制の整備	避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に運営できるような体制を整備する。【市・地域】
災害時要配慮者の把握と情報共有	災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握し、関連機関との間で情報共有を進める。【市・民間】
広域火葬訓練の実施	火葬場相互応援協力協定に基づき、県内全域を対象とした訓練を行う。【県・市】
地域の実情や広域避難を考慮した避難体制の整備	地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに、広域避難も視野に入れた避難体制の検討を図る。【県・市】
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の推進	内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、資機材等の整備を図るとともに、衛生用品の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を進める。【市・地域】
感染症流行を考慮した避難所運営体制の確立	感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から危機管理課と保健センターが連携して取り組む。【市】

■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
避難生活における災害時要配慮者の支援体制の構築	福祉避難所運営マニュアルの見直し[-]	検討(R7)	必要に応じて修正(R12)
住民主体による避難所運営体制の整備	避難所運営マニュアルの見直し[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)
災害時要配慮者の把握と情報共有	関連機関と外国人対応のための協働の防災訓練の実施[-]	実施なし(R7)	実施(R8～)

広域火葬訓練の実施	火葬場相互応援協力訓練の参加[回/年]	1(R7)	1(R12)
地域の実情や広域避難を考慮した避難体制の整備	災害時の応援協定締結[自治体数[計]]	52(R7)	52(R12)
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の推進	非常用食料備蓄目標達成率[%]	100(R7)	100を維持(R12)
	汚物処理キットの備蓄[セット]	95(R7)	95(R12)
	男女共同参画の視点を取り入れた防災冊子の作成部数[部/年]	2,000(R7)	2,000(R12)
	マンホールトイレの整備[箇所[計]]	195(R7)	201(R11)
	携帯トイレの備蓄[個[計]]	12,000(R7)	150,000(R12)
	パーテーション、簡易ベッドの備蓄[台[計]]	パーテーション 793(R7) 簡易ベッド 1,586(R7)	パーテーション 793(R12) 簡易ベッド 1,586(R12)
感染症流行を考慮した避難所運営体制の確立	避難所運営マニュアルの見直し[-]	検証 (R7)	必要に応じて修正 (R12)

## 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
家庭における備蓄等の防災対策に関する普及啓発	食料や生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、要配慮者においては2週間分の備蓄を推奨する。また、感染防止対策資材について携行して避難することや、自動車へのこまめな満タン給油について普及啓発を行う。【市・地域】
物資調達体制の構築	災害が発生した場合に必要とされる食料その他の救助用物資について、あらかじめ備蓄し、不足する物資については関係事業者との協定により流通備蓄を含めた調達体制を整備する。また平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段、要請手続等の確認を行う。【市・民間】
国・県への迅速な応援要請に資する取組	国・県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。【市】

施策タイトル	概要【推進主体】
円滑な受援体制の構築	災害時に市外からの応援を円滑に受け入れるため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点、応援部隊の活動拠点についての検討・見直しを行い、各拠点における作業体制やアクセスルート等について明確にしておくとともに、関係機関との情報の共有に努める。【市】
水道管路の耐震化	水道管路が破損した場合の市民に与える影響などを考慮して、基幹となる導水管、送水管、配水本管、病院や避難所への配水管等の耐震化を優先するとともに、適正口径による耐震化を図る。【市】
沿岸部における緊急輸送道路の確保	岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場（緑地）や、緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。【県・市】
迅速な道路啓開体制の整備	迅速な輸送道路啓開に向けて、関係機関との間で「豊川市広域受援マニュアル」に掲載されている緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制を整備する。【県・市・民間】
孤立を回避するための備蓄計画の推進	孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、生活必需品、燃料、復旧用資機材その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。【市・地域・民間】
物資輸送ルートの体系的な整備	道路及び歩行空間については、災害時において緊急輸送路、避難路、大規模火災時の延焼防止などの役割をもつことから、広域防災活動拠点として位置付けられる東三河ふるさと公園へのアクセス道路など体系的な整備を図る。【県・市】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
家庭における備蓄等の防災対策に関する普及啓発	家庭内備蓄の推進[-]	実施(R7)	継続実施(R12)
	防災講話の実施[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
物資調達体制の構築	緊急物資管理システム操作訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)
	飲料水の購入本数[本数[5年保存]計]	29,352(R7)	29,400(R12)
	物資及び輸送関係の協定の締結[件[計]]	21(R7)	26(R12)
	防災協力事業所の締結[件[計]]	55(R7)	65(R12)
円滑な受援体制の構築	豊川市広域受援マニュアルの策定[-]	検証(R7)	必要に応じて改定(R12)
	災害時の応援協定締結自治体数[自治体[計]]	52(R7)	52(R12)
水道管路の耐震化	水道管の耐震化率[%]	32.0(R6)	37.7(R12)

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
企業における備蓄の促進	企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等についての普及啓発を行う。【市・民間】
帰宅困難者一時滞在場所の確保	旅行者や買い物客等の帰宅困難者が一時的に避難・滞在する場所について、公共施設や民間施設を活用した確保を検討する。【市・民間】
帰宅困難者対策の啓発	「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に関する家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報し、普及啓発を行う。【市・民間】
帰宅困難者への支援体制の構築	発災時における帰宅困難者への交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図る。【市・民間】
鉄道不通時の代替輸送手段の確保	大規模災害発生時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者との検討を進める。【市・民間】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
企業における備蓄の促進	御津臨海地区の防災訓練[回/年]	1(R7)	1(R12)
帰宅困難者への支援体制の構築	帰宅困難者用防災倉庫の設置・管理[箇所[計]]	2(R7)	2(R12)

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
孤立可能性に関する調査・検討	中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ調査し、把握しておく。【市・地域】
孤立可能性集落へのアクセス手段の確保	孤立するおそれのある集落へのヘリポートやバイク等の地域の実情に応じたアクセス手段の確保に努める。【市】

施策タイトル	概要【推進主体】
孤立可能性集落における避難施設の整備	孤立の発生が想定される集落の人口や地域特性に応じて避難施設を確保・整備するとともに、その耐震性を確保する。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施する。【市】
孤立可能性集落との通信手段の確保	孤立の発生が想定される集落と市災害対策本部等との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の实情に応じて適切な通信手段を確保する。【市】
内陸部への道路啓開体制の検討	「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化するとともに、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進め、当該作戦の実効性を向上させる。【国・県・市】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
孤立可能性集落との通信手段の確保	デジタル移動系防災行政無線の整備[-]	整備済(R7)	必要に応じて見直し(R12)

## 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
衛生環境の確保等	災害発生時には、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なり、感染症などの疾病が発生し、又は多発するおそれがあることから、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。あわせて迅速な防疫活動を実施することで、衛生環境の確保に万全を期する体制を平時から整備する。【市】
医療機能の維持に向けた取組の推進	災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐため、医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより、医療機能が麻痺しないような対策を講じる。【市・民間】
感染症流行を考慮した避難所運営体制の確立	感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から危機管理課と保健センターが連携して取り組む。(2-3再掲)【市】
感染症等対策資機材の整備	感染症多発時においても通常の救急体制が維持できるよう救急隊員等出動隊員への感染を防止するための感染症等対策資機材を平時から整備する。【市】

■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
衛生環境の確保等	防疫資材の確保[式]	1(R7)	1(R12)
感染症流行を考慮した避難所運営体制の確立	避難所運営マニュアルの見直し[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

#### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
警察施設の耐震化	警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する。【県】
交通安全施設の強化	信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進める。【県】
地域の防犯力の強化	平時から地域の防犯力を高めるとともに、犯罪を未然に防止するため、防犯灯・防犯カメラの設置や防犯活動団体の活動に対する支援を実施する。【市・地域】

#### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
地域の防犯力の強化	防犯ボランティア団体数[団体[計]]	34(R7)	34(R12)
	補助事業による防犯カメラ設置台数[台[計]]	91(R7)	131(R12)

### 3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
BCPの継続的な見直し	実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた見直しを行う。【市】
相互応援協定の締結推進	災害時に本市のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。【県・市】

施策タイトル	概要【推進主体】
災害時拠点施設の機能確保	<p>災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</p> <p>また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、最低3日間の電力供給が可能となるような燃料の備蓄等に努めるほか、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。【市】</p>
情報通信機能の耐災害性強化・高度化	<p>消防緊急情報システムや消防救急デジタル無線設備について、大規模災害に備えた広域的な通信基盤として活用する。【市】</p>
防災行動計画（タイムライン）の作成と運用	<p>市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用を行う。【県・市】</p>
応急活動実施のための事前対策	<p>市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、非常時には速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協力協定の締結を推進する。【県・市】</p>
応援対策職員派遣制度の活用促進	<p>市及び県は、訓練等を通じて、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて必要な手続きや活用方法を習熟しておく。また、庁内においても対策本部設置の際は他部署からの応援により円滑な対策本部運営を行う。【県・市】</p>
公共施設等の更新・統廃合・長寿命化	<p>地域経済等を支える公共施設等の都市基盤の安全性や機能を持続的に確保していくため、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に推進する。【市】</p>
遺体の処置体制の確保	<p>医師会、警察などと協議し、必要物資を購入する。【県・市・民間】</p>
行方不明者相談体制の整備	<p>行方不明者に関する情報収集や相談を的確に行う。また、電子データでの保管だけではなく、紙媒体での住民基本台帳調製も実施する。【市】</p>
堤防護岸・水門等の強化	<p>津波等により浸水することを防ぐため、地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所の高上げを実施するよう県に働きかけるとともに、水門、閘門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう、耐震補強を推進する。【国・県・市】</p>

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
BCPの継続的な見直し	豊川市地震対策業務継続計画の策定・見直し[-]	検討(R7)	必要に応じて修正(R12)
	防災をテーマとした職員研修の実施[回/年]	1(R7)	2(R12)
	業務継続計画の見直し[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)
相互応援協定の締結推進	災害時の応援協定締結[自治体[計]]	52(R7)	52(R12)
災害時拠点施設の機能確保	本庁舎・北庁舎の非構造部材等耐震対策[-]	検討(R8)	整備にあわせて実施(時期未定)
	体育施設の非構造部材等耐震対策[-]	豊川市武道館：整備完了(R6) 豊川市総合体育館：大規模改修に合わせ整備完了(R7)	-
	停電訓練の実施[回/年]	1(R7)	継続実施(R12)
	防災センターの維持管理[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
	学校の非構造部材等耐震対策[校/年]	1(R7)	毎年2校
	校舎改築・改修等[校]	継続実施(R7)	1(R9、R10、R11)
	屋内運動場の空調設備設置[校]	検討(R7)	36(R10～)
防災行動計画(タイムライン)の作成と運用	避難情報等の発令に注目したタイムライン策定河川[-]	洪水予報河川、水位周知河川(4河川)(R7)	必要に応じて修正(R12)
応急活動実施のための事前対策	災害時の応援復旧協定締結[団体]	7(R7)	7(R12)
公共施設等の更新・統廃合・長寿命化	保全計画対象施設30%、トータルコスト43%減[m]	保有面積2.4%減(R7)	432,000㎡(R12)
遺体の処置体制の確保	資材の購入[式]	1(R7)	1(R12)
行方不明者相談体制の整備	住民基本台帳調製[回/年]	1(R7)	2(R12)

## 目標4 地域の経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域の経済力の低下

#### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
企業の防災力向上	商工団体等と連携して事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援を行うほか、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うことで、企業の防災力向上を図る。 【市・民間】
多数の者が利用する施設における避難計画の作成	学校、医療施設、工場その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期する。【市・民間】

#### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
企業の防災力向上	商業団体等との検討会（BCP計画策定の検討・勉強）[回/年]	2(R7)	3(R12)
	防災訓練、防災研修会の実施回数[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
	防災協力事業所締結[件[計]]	55(R7)	65(R12)
多数の者が利用する施設における避難計画の作成	防災訓練（避難訓練）の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)
	避難訓練等防災活動訓練の回数[保育園][回/年]	12(R7)	12(R12)

### 4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

#### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
ガス工作物の安全性向上	各ガス事業者は、各社の実情に応じて、ガス工作物の耐震性の向上、津波浸水対策、緊急操作設備の強化等を実施する。【民間】

#### 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

##### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
食品産業事業者等との災害時協力体制の構築	食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の推進に協力する。【民間】
農業用施設の耐震化	農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設について、老朽化した施設の改修等を推進するとともに、大規模災害に備えて施設の耐震性をより一層向上させる。【県・市】
環境的資産喪失の防止	鳥獣による農地等の荒廃を防ぐために、有害鳥獣防止柵の適切な設置を進める。【市】
物流ネットワークの整備	非常時の食料供給等を円滑に行うため、物資拠点等の整備を図るほか、緊急物資管理システムの操作訓練を実施し、物流ネットワークが有効に機能する体制を確立する。【市】
食料の確保	食料や生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、要配慮者においては2週間分の備蓄をするよう啓発する。【市・地域】

##### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
食品産業事業者等との災害時協力体制の構築	防災訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)
環境的資産喪失の防止	農作物被害額[千円]	28,797(R6)	14,581(R10)
物流ネットワークの整備	緊急物資管理システム操作訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)
食料の確保	家庭用食料備蓄の促進[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)

#### 4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

##### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
農業水利施設の耐震化	農業水利施設について、耐震調査の結果に基づき、県と連携して耐震化を促進する。【県・市】

施策タイトル	概要【推進主体】
飲料水の供給に関する応援・協力体制の確立	災害時において、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合には、広域的な応援・協力体制を確立する必要があるため、他都市水道事業者や業者等との応急給水や応急復旧に使用する資機材の相互調達や協力体制の整備に努める。【県・市・民間】
水の安定供給体制の確保	異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を推進する。【国・水資源機構・県・市】

#### 4-5 農地・森林等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

##### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
耕作放棄地解消に向けた取組推進	無秩序な市街地の拡大を抑制し、優良な農業生産基盤、災害防止などの機能をもつ農地の維持・保全を図るとともに、耕作放棄地解消の取組を進める。【市】
適切な森林の整備保全	森林について、災害防止機能の観点及び本市ならではの特色ある景観資源として保全を図るとともに、自然とのふれあいや憩いの場としての活用を図る。【県・市】
森林の保全・管理の担い手育成	山林・里山の荒廃を防ぐため、保全・管理を行う担い手創出事業を市民との協働によって推進する。【市】
自然と共生した多様な森林づくり	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。【県・市】
環境的資産喪失の防止	鳥獣による農地等の荒廃を防ぐために、有害鳥獣防止柵の適切な設置を進める。(4-3再掲)【市】

##### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
耕作放棄地解消に向けた取組推進	耕作放棄地解消面積[m <sup>2</sup> ]	14,549(R6)	継続実施(R12)
環境的資産喪失の防止	農作物被害額[千円]	28,797(R6)	14,581(R10)

## 目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
情報通信機能の耐災害性強化・多重化	通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する。【市】
通信施設における非常用電源の整備・点検	通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなどの堅固な場所に整備し、その保守点検等を定期的実施する。【市】
河川情報の冗長化の推進	きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における市民の適切な避難行動につなげるため、河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に市民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。【市】
水防テレメータシステムの整備	河川の監視体制を充実させ、災害対策本部に迅速に現地の水位等を伝達できるよう水防テレメータシステム（水位監視装置）などの河川監視用設備を整備し、その活用を図る。【県・市】
災害情報伝達手段・体制の確保	迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るほか、災害情報などを確実に伝えるため、防災行政無線などの可用性の維持を図る。【市】
外国人に対する的確な情報発信体制の強化	外国人市民及び旅行者が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとする。</li> <li>・外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。</li> <li>・多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。</li> <li>・外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図る。</li> <li>・災害時に多言語情報をとよかわ安心メール等で配信できる体制整備及び通話による多言語通訳サービスを推進する。【県・市・地域・民間】</li> </ul>

施策タイトル	概要【推進主体】
災害情報の提供におけるデジタル技術の活用促進	防災関係機関や職員との連絡調整や市民の避難状況及び被害状況を迅速かつ的確に情報収集並びに情報提供するため、インターネットの活用や災害情報システム、携帯電話・スマートフォン等を利用する「豊川市防災アプリ」、「とよかわ安心メール」、「緊急速報メール」及び「市ホームページ」などの活用を図る。【市】
災害情報伝達の多様化・高度化	災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化を図る。【市】
迅速な避難指示等の発令体制の構築	避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 また庁内においては、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時からBCPにおける非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。【市】
主体的避難の普及啓発	市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、防災についての正しい知識、防災対応等について普及啓発する。【県・市・地域・民間】
DXの活用によるスマート保安の普及	保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。【市】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
情報通信機能の耐災害性強化・多重化	非常用蓄電システム保守点検件数（自主点検）[件/年]	1(R7)	1(R12)
	停電時初動対応訓練[件/年]	1(R7)	1(R12)
	自家発電設備の定期的な保守点検等の実施（自主点検）[台]	1(隔年実施)	継続実施(R12)
通信施設における非常用電源の整備・点検	非常用蓄電システム保守点検件数（自主点検）[件/年]	1(R7)	1(R12)
	停電時初動対応訓練[件/年]	1(R7)	1(R12)
	自家発電設備の定期的な保守点検等の実施（自主点検）[台]	1(隔年実施)	継続実施(R12)

河川情報の冗長化の推進	豊川市HPへの掲載[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
水防テレメータシステムの整備	河川監視カメラの設置基数[箇所]	国:45、県:0、市:12(R7)	国:45、県:3、市:14(R9 まで)
	豊川市HPへの掲載[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
災害情報伝達手段・体制の確保	情報伝達訓練の実施[-]	必要に応じて実施(R7)	必要に応じて実施(R12)
	防災情報伝達システムの整備、更新[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)
外国人に対する的確な情報発信体制の強化	とよかわ安心メール(外国語情報)登録件数の増加[人[計]]	851(R7)	1,280(R12)
	災害時通訳ボランティア登録者数[人[計]]	49(R7)	59(R12)
災害情報の提供におけるデジタル技術の活用促進	市ホームページ年間アクセス件数[件]	3,292,623(R6)	4,378,000(R12)
	とよかわ安心メール、防災アプリ登録者数[人[計]]	57,176(R7)	62,000(R12)
	防災ドローン航空隊の運用[-]	運用(R7)	運用(R12)
	防災情報伝達システムの整備、更新[-]	検証(R7)	検証(R12)
	ドローン災害対応システムの構築と運用[-]	導入済(R7)	継続実施(R12)
	DMaCSの導入、整備[-]	導入(R7)	継続実施(R12)
迅速な避難指示等の発令体制の構築	地震対策業務継続計画の見直し[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)
主体的避難の普及啓発	防災センターの団体見学の受け入れ[人/年]	5,141(R6)	6,500(R12)
	防災教育の実施[-]	実施(R7)	継続実施(R12)
	男女共同参画の視点を取り入れた防災冊子の作成[部/年]	2,000(R7)	2,000(R12)
DXの活用によるスマート保安の普及	ドローン災害対応システムの構築、社会実装、訓練実施、システムを横展開する人材の育成[-]	運用、訓練実施(R7)	運用、訓練実施(R12)
	DMaCSの導入、整備[-]	導入(R7)	継続実施(R12)

## 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
ライフラインの安全性・信頼性の向上	災害時における電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である電線共同溝の整備を推進する。【市・民間】

施策タイトル	概要【推進主体】
発・変電設備の被害防止対策の強化	電力事業者は、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、発・変電設備等の被害防止対策を講ずる。【民間】
電力・通信機能の確保に向けた連携強化	市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。【県・市】
自立・分散型エネルギーの導入促進	市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。【県・市】
住宅等への非常用電源の導入促進	発災後の停電に備え、住宅等におけるリチウムイオン電池、電気自動車及び充電設備や、太陽光発電システム等の導入を支援する。【県・市】
無電柱化の推進	暴風による飛来物や倒木などにより生じる電柱の倒壊や電線の垂れ下がり等への対策として、無電柱化を推進する。【県・市・民間】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
電力・通信機能の確保に向けた連携強化	防災訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)
自立・分散型エネルギーの導入促進	防災センターの燃料の備蓄[-]	整備済(R7)	継続実施(R12)
	本庁舎及び北庁舎の燃料の備蓄[-]	整備済(R7)	継続実施(R12)
住宅等への非常用電源の導入促進	太陽光発電システム設置基数 [基]	10,239(R5)	12,500(R12)
無電柱化の推進	電線共同溝整備（前田豊川線）[m]	0(R7)	330(R12)

## 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
ライフラインの安全性・信頼性の向上	災害時における電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である電線共同溝の整備を推進する。（5-2再掲）【市・民間】
エネルギー供給施設の津波対策	エネルギー供給施設のうち、津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。【民間】

施策タイトル	概要【推進主体】
事業継続計画に基づく訓練の実施・改善	災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画、系列BCPについて、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を推進する。【民間】
民間事業者との連携による燃料の確保	石油販売業者と、あらかじめ燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。【市・民間】
産学官連携の取組推進	産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。【市・民間】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
民間事業者との連携による燃料の確保	豊川石油業組合と連携した情報伝達訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)

## 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
水道施設の耐震化・津波対策	水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努める。【市】
飲料水兼用耐震性貯水槽の管理	水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、飲料水兼用耐震性貯水槽を適切に管理する。【市】
水道施設の防災対策の強化	重要な施設については、停電時にも稼働ができるように非常用自家発電機の修繕や点検を行い、運転が確実にできるように努める。【市】
下水道施設の防災対策の強化	豊川市下水道ストックマネジメント計画に基づき、重要度の高いものから優先して老朽化調査を行うとともに、重要な幹線等において耐震性能が不足する場合は、長寿命化や更新により耐震性を有する構造とする。 また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。【市】

施策タイトル	概要【推進主体】
下水道施設の維持管理	下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（同）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。【市】
浄化槽の整備促進	生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化したみなし浄化槽から災害に強い浄化槽への転換を促進する。【市・民間】
応急給水体制の確立	応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図る。【市】
広域的かつ迅速な応援体制の確立	被災時を想定し、「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づいた中部10県4市の相互支援等の体制を確立するほか、協定を締結した民間事業者等と連携し、必要な措置を行える体制を整備する。【国・県・市・民間】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
水道施設の耐震化・津波対策	非耐震性配水池の解消箇所数[箇所]	1(R7)	0(R12)
飲料水兼用耐震性貯水槽の管理	飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理[基]	9(R7)	9(R12)
下水道施設の防災対策の強化	下水道管の耐震化率[%]	92.2(R6)	98.6(R10)
	業務継続計画の見直し[-]	時点修正(R7)	必要に応じて修正(R12)
浄化槽の整備促進	浄化槽設置費補助[件]	6(R7)	30 (R7-R11の累計)
応急給水体制の確立	応急給水用タンクの配備[基[計]]	8(R7)	8(R12)
広域的かつ迅速な応援体制の確立	上下水道防災訓練の実施[回/年]	1(R7)	1(R12)

## 5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
交通施設の防災構造化の推進	国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋りょう等交通施設の防災構造化を推進する。【国・県・市】
重要物流道路の機能強化	平常時、災害時を問わず、安定的な輸送を確保するため、重要物流道路について道路管理者と連携して機能強化を実施する。【国・県・市】

施策タイトル	概要【推進主体】
鉄道の防災対策	大規模鉄道災害を想定し、鉄道に関して鉄道事業者と連携して、救急救助用資機材の整備や非常時の情報通信手段の確保等、防災体制の強化を図る。【市・民間】
港湾の防災対策	港湾については、埠頭用地等の嵩上げを実施し、津波や液状化等による被害を防止するための対策を講じる。【県・市】
輸送ルート体制の強化	災害時における海上物流機能を確保するため、岸壁背後地等の液状化対策及び背後地の陸上輸送網へアクセスする臨港道路等の耐震性向上について、港湾管理者と連携して推進する。【県・市・民間】
緊急車両通行ルートの早期啓開体制の整備推進	大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートの早期啓開体制の整備を推進する。【県・市・民間】
港湾の業務継続力強化	港湾施設については、災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPで定められた災害時対応にそって行動できるように訓練等を実施する。【県・市・民間】
道路構造物の事故防止	道路パトロールカー等により道路構造物の日常的な点検を行い、平時からの事故防止に努める。【県・市】

#### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
輸送ルート体制の強化	臨港道路東三河臨海線の事業化に向けた要望活動[-]	国3回、県2回(R7)	継続実施(R12)

## 目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
市民の防災意識の把握	市民意識調査の中で防災に関する意識調査を必要に応じて実施し、市民の災害対策に関する防災意識を把握する。【市】
事前復旧・復興計画の策定	震災などによる被災後、早期に計画的なまちの復興を進めていくため、地域のまちづくりの将来像を地域住民と事前に共有しておくための事前復興まちづくり計画を見据えた事前準備に取り組む。【市・地域】

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
住民主体による地域防災力の向上	防災人材育成や自主防災会の活動を支援し、地域防災力の向上を図る。【市・地域】
応急危険度判定士の養成	県や愛知県建築物耐震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、応急危険度判定士の養成に努める。【県・市】
災害ボランティアの円滑な受け入れに向けた体制強化	市はボランティアコーディネーター等と連携し、災害時にボランティアの受け入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を整備する。【市・民間】
災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施	防災訓練等において、ボランティアコーディネーター等と連携し、NPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。【市・民間】
災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備	災害ボランティアセンターの開設・運営を円滑に実施するため、災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備し、運営訓練を実施するなかで必要に応じて見直しを行う。【市・民間】
災害時における市管理施設の可用性確保	災害対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保し、不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保する。【市】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
住民主体による地域 防災力の向上	自主防災会活動費補助[-]	実施(R7)	継続実施(R12)
	自主実施割合の向上[%]	82.2(R6)	85(R12)
	自主防災会活動費補助件数[自主防災会[件/年]]	35(R6)	45(R12)
	とよかわ防災リーダー（女性防災リーダー含む）養成講座の実施[人/年]	59(R7)	60(R12)
応急危険度判定士の 養成	市職員のうち被災建築物応急危険度判定士数[人]	62(R7)	現状維持(R12)
	市職員のうち被災宅地危険度判定士数[人]	53(R7)	現状維持(R12)
災害ボランティアの 円滑な受け入れに向け た体制強化	防災ボランティアコーディネーター 養成講座の修了者数[人/年]	18(R6) (隔年実施)	20(R12)
災害ボランティアセ ンターの立ち上げ訓 練の実施	実践的な防災訓練の実施[-]	実施(R7)	継続実施(R12)
災害ボランティアセ ンター運営マニュアル の整備	災害ボランティアセンター運営マニ ュアルを用いた訓練の実施[-]	実施(R7)	継続実施(R12)

## 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
災害廃棄物処理計 画の実効性確保	豊川市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平常時には収集運搬車両及び資機材の確保のほか、教育訓練を実施し、災害時に備える。【市】
ごみ焼却施設・設 備等の耐震化	主要なごみ処理施設・設備については、建築物と整合のとれた耐震力を確保するものとし、個々の機器、設備等に基準が設けられている場合は、これに関連する他の機器、設備等についてもそれらの重要度、危険度に応じ耐震力を確保するよう配慮する。【市】
災害時におけるし 尿・ごみの収集・ 運搬体制の確保	災害時においてもし尿・ごみ処理施設を自立起動し、運転を継続するために電源、燃料、水、薬品等を必要量確保するとともに、し尿・ごみの収集・運搬体制を確保する。【市】
廃棄物処理施設の 能力維持	十分な面積の仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。【市】

施策タイトル	概要【推進主体】
災害廃棄物広域処理体制の構築	災害廃棄物対策に関し、周辺自治体や民間事業者等との広域的な連携体制を確保する。【県・市・民間】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
災害廃棄物処理計画の実効性確保	災害廃棄物処理計画の策定[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)
	災害廃棄物等処理対応初動マニュアルを始め仮置場の運用マニュアル等の策定[-]	検証(R7)	必要に応じて修正(R12)
災害時におけるし尿・ごみの収集・運搬体制の確保	自家発電設備等の整備方針の決定[-]	未整備(R7)	整備方針決定(R12)
災害廃棄物広域処理体制の構築	中部ブロック情報伝達訓練への参加[回/年]	継続参加(R7)	継続参加(R12)

## 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
罹災証明書発行体制の整備	災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。【県・市】
罹災証明書発行業務支援システムの活用推進	効率的な罹災証明書の交付のため、マイナンバーカード等とも連携した当該業務を支援するシステムの活用について検討する。【市】
仮設住宅の迅速な建設に向けた体制強化	応急仮設住宅を迅速に供給するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。【市】
自宅居住による生活再建の促進	自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。【県・市・民間】
地震保険の加入促進	被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つである地震保険について、その制度の普及及び市民の保険・共済への加入を促進する。【市】
地籍調査の推進	災害対策の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査を推進する。【市】

施策タイトル	概要【推進主体】
所有者不明土地の防災対策の推進	所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。【市】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
罹災証明書発行体制の整備	被災時の証明書発行研修の開催[回/年]	1(R7)	1(R12)
罹災証明書発行業務支援システムの活用推進	被災時の証明書発行研修の開催[回/年]	1(R7)	1(R12)
仮設住宅の迅速な建設に向けた体制強化	応急仮設住宅建設候補地数[戸 [計] ]	3箇所 404戸(R7)	652戸(R12)
地籍調査の推進	地籍調査面積[ha]	7.8(R7)	29(R11)

## 6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
浸水等の被害軽減に資する対策の推進	水災害による浸水等の被害に対し、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する。【市】

## 6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
文化財保存状況の把握	指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 既存の文化財防災台帳を愛知県文化財保存活用大綱に基づいた項目に改め、文化財レスキュー台帳とする。また、文化財の保存（保管）状況の更新に努めるとともに関係者との情報共有を図る。【市】
文化財の防災知識の普及啓発	指定文化財所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために文化財防火デーに合わせ、管理・保護対策について指導・助言を行う。【市・民間】

施策タイトル	概要【推進主体】
文化財への防災・防火施設の設置促進	文化財に関する防火査察を実施し、必要に応じて自動火災報知設備、消火栓、ドレンチャー、放水銃、防火水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置や修理を促進する。【市・民間】
津波危険区域に所在する文化財への対応	津波危険区域に所在する指定文化財について、所有者に津波危険区域外にある施設等への保管場所の変更を促す。【市・民間】
文化財の耐震化の推進	文化庁が示す手引き・指針等に沿い、指定文化財の耐震対策を実施する。【市・民間】
二次災害の発生防止	指定文化財に関し、被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、焼失・散逸などの二次災害防止に努める。 大規模災害時には愛知県を通じ、国立文化財機構文化財防災センターへ要請する。また、そのほかの専門機関からの助言を得るための連携体制を構築する。【県・市・民間】
地域コミュニティの活力の確保	共助力の向上を念頭に置き、高齢化の進む郊外部の住宅団地や集落地などでは地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、地域拠点へのアクセス交通の確保・維持を図る。【市・地域】

## ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
文化財保存状況の把握	文化財レスキュー台帳の整備[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
文化財の防災知識の普及啓発	文化財防火デーへの関係者の参加[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
文化財への防災・防火施設の設置促進	文化財防災・防火施設に対する補助金交付[-]	必要に応じて実施(R7)	必要に応じて実施(R12)
津波危険区域に所在する文化財への対応	寄託制度の案内[-]	継続実施(R7)	継続実施(R12)
地域コミュニティの活力の確保	町内会加入世帯数[世帯]	53,704(R7)	53,704(R12)
	市道の改良率[%]	71.9(R7)	72.5(R12)

## 6-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

### ■推進方針

施策タイトル	概要【推進主体】
風評被害を防止する 的確な情報発信 のための体制整備	災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、関係団体等、報道機関等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少について、平常時からの的確な情報提供等に努める。 【国・県・市・民間】
金融機関における 情報発信のための 体制強化	金融機能の停止による信用の不安の発生リスクの低減策として、災害時の情報発信手段を複数確保する。【民間】
企業防災やBCP の積極的な普及啓 発	商工団体等と連携し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。【市・民間】
わかりやすく明確 な安全性の説明に 向けた取組推進	農林水産物等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明、プロモーションを行う。【市・民間】

### ■重要業績指標

施策タイトル	指標名[単位]	現状値	目標値
企業防災やBCPの 積極的な普及啓発	商業団体等との検討会（BCP計画策定の検討・勉強）[回/年]	2(R7)	3(R12)

## (2) 施策分野ごとの施策の推進方針

15の施策分野（10の個別施策分野／5の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）については、各推進方針（施策タイトル）と分野の区分を、対応するリスクシナリオの順に沿って下表に示します。

これは、6つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものですが、それぞれの分野間には相互依存関係があります。このため、各分野における施策の推進にあたっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮します。

推進方針	個別施策分野										横断的分野				
	①行政機能／警備・消防等／防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済	⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨環境	⑩土地利用及び地域保全	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③老朽化対策	④産学官民・広域連携	⑤デジタル活用
1-1															
住宅・建築物等の耐震化等の促進		●													
建築物内部の危険防止対策の推進		●													
老朽木造住宅・老朽空き家対策の推進		●										●			
地域や企業における防災力の向上	●										●				
橋りょうの長寿命化及び耐震化の促進						●									
防災拠点としての都市公園の整備		●													
公共施設等の耐震性能の向上	●	●										●			
既存不適格建築物の安全性向上		●										●			
1-2															
密集市街地における不燃化による安全な市街地の形成		●													
消防水利の整備	●														
延焼拡大の防止措置の促進		●													
不特定多数の者が利用する施設の安全性向上	●	●													
感震ブレーカー等安全対策の普及促進		●									●				
火災予防、初期消火の普及啓発	●										●				
狭あい道路の拡幅		●													
1-3															
津波に強いまちづくり		●													
浸水想定を踏まえた行政施設等の整備	●														
御津川の津波対策		●							●						
津波を想定した避難路の整備		●													
津波防災に関する普及啓発		●									●				
津波に係る情報伝達体制の強化					●						●				
1-4															
水災害に関するハザード情報の周知					●						●				
複合災害も念頭に置いた避難計画の作成	●										●				
流域治水の推進		●								●				●	
立地適正化計画に基づく施設誘導		●								●					
鉄道の浸水対策							●								
ため池・農業用排水施設等の防災対策								●			●				

推進方針	個別施策分野										横断的分野				
	①行政機能／警察・消防等／防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済	⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨環境	⑩土地利用及び地域保全	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③老朽化対策	④産学官民・広域連携	⑤デジタル活用
田んぼダムの整備							●		●						
グリーンインフラの推進		●							●						
1-5															
盛土造成地や危険な宅地の安全確保		●							●						
土砂災害の危険性の周知		●							●	●					
砂防事業の推進		●							●						
危険区域等の指定による土砂災害対策の推進		●							●						
安全な土地利用への誘導		●							●						
治山対策の推進		●							●	●					
ため池等の安全性向上							●								
山間地域における道路の防災対策の推進						●									
2-1															
防災施設・災害対策資機材の整備と円滑な運用	●														
救急活動能力の充実・強化	●	●													
救助用資機材の整備強化と定期的な点検	●														
緊急消防援助隊の充実・強化	●										●				
消防応援体制の整備	●														
消防団施設・災害対策資機材の整備	●											●			
消防団員の確保	●										●				
支援団員の活用	●										●				
消防団員の災害対応力の強化	●										●				
防災リーダーの活用	●										●				
総合防災訓練の実施	●									●	●				
災害時の道路ネットワークの整備						●									
避難行動要支援者の支援体制の充実			●								●				
災害対応体制の強化	●									●					
2-2															
非常時のための燃料・電源の確保			●												
医師会等との連携強化			●											●	
保健所との連携強化			●											●	
災害時の救急医療に係る情報収集体制の強化			●	●											
医薬品等の確保体制の構築			●											●	
社会福祉施設における災害対応体制の強化			●							●					
被災時の要配慮者の受入体制の確立			●											●	
民間社会福祉施設の災害時使用に関する協定締結の促進			●											●	
2-3															
避難生活における災害時要配慮者の支援体制の構築			●												
住民主体による避難所運営体制の整備			●							●	●				
災害時要配慮者の把握と情報共有			●											●	
広域火葬訓練の実施			●					●							
地域の実情や広域避難を考慮した避難体制の整備	●													●	
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の推進	●		●												
感染症流行を考慮した避難所運営体制の確立			●											●	
2-4															
家庭における備蓄等の防災対策に関する普及啓発	●									●					
物資調達体制の構築						●								●	
国・県への迅速な応援要請に資する取組	●													●	

推進方針	個別施策分野										横断的分野				
	①行政機能／警察・消防等／防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済	⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨環境	⑩土地利用及び地域保全	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③老朽化対策	④産学官民・広域連携	⑤デジタル活用
円滑な受援体制の構築	●													●	
水道管路の耐震化		●													
沿岸部における緊急輸送道路の確保	●						●								
迅速な道路啓開体制の整備							●							●	
孤立を回避するための備蓄計画の推進		●													
物資輸送ルート of 体系的な整備	●						●								
2-5															
企業における備蓄の促進						●					●				
帰宅困難者一時滞在場所の確保							●								
帰宅困難者対策の啓発							●				●				
帰宅困難者への支援体制の構築							●								
鉄道不通時の代替輸送手段の確保							●							●	
2-6															
孤立可能性に関する調査・検討	●									●					
孤立可能性集落へのアクセス手段の確保							●								
孤立可能性集落における避難施設の整備		●								●					
孤立可能性集落との通信手段の確保					●										
内陸部への道路啓開体制の検討							●								
2-7															
衛生環境の確保等			●												
医療機能の維持に向けた取組の推進			●									●			
感染症流行を考慮した避難所運営体制の確立			●											●	
感染症等対策資機材の整備	●														
3-1															
警察施設の耐震化	●														
交通安全施設の強化							●								
地域の防犯力の強化	●									●					
3-2															
B C Pの継続的な見直し	●										●				
相互応援協定の締結推進	●													●	
災害時拠点施設の機能確保	●														
情報通信機能の耐災害性強化・高度化					●										
防災行動計画（タイムライン）の作成と運用	●														
応急活動実施のための事前対策	●													●	
応援対策職員派遣制度の活用促進	●													●	
公共施設等の更新・統廃合・長寿命化	●											●			
遺体の処置体制の確保	●								●						
行方不明者相談体制の整備	●														
堤防護岸・水門等の強化		●							●				●		
4-1															
企業の防災力向上						●					●				
多数の者が利用する施設における避難計画の作成	●										●				
4-2															
ガス工作物の安全性向上				●											
4-3															
食品産業事業者等との災害時協力体制の構築			●											●	
農業用施設の耐震化								●					●		

推進方針	個別施策分野										横断的分野				
	①行政機能／警察・消防等／防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済	⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨環境	⑩土地利用及び地域保全	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③老朽化対策	④産学官民・広域連携	⑤デジタル活用
環境的資産喪失の防止							●								
物流ネットワークの整備							●								
食料の確保	●									●					
4-4															
農業水利施設の耐震化							●						●		
飲料水の供給に関する応援・協力体制の確立		●												●	
水の安定供給体制の確保		●													
4-5															
耕作放棄地解消に向けた取組推進							●		●						
適切な森林の整備保全									●						
森林の保全・管理の担い手育成									●		●				
自然と共生した多様な森林づくり									●						
環境的資産喪失の防止							●								
5-1															
情報通信機能の耐災害性強化・多重化					●										
通信施設における非常用電源の整備・点検					●										
河川情報の冗長化の推進					●										
水防テレメータシステムの整備					●										
災害情報伝達手段・体制の確保					●										
外国人に対する的確な情報発信体制の強化					●					●					
災害情報の提供におけるデジタル技術の活用促進					●										●
災害情報伝達の多様化・高度化					●										●
迅速な避難指示等の発令体制の構築	●				●										
主体的避難の普及啓発	●									●					
D Xの活用によるスマート保安の普及				●											●
5-2															
ライフラインの安全性・信頼性の向上		●													●
発・変電設備の被害防止対策の強化				●											●
電力・通信機能の確保に向けた連携強化				●											●
自立・分散型エネルギーの導入促進				●											
住宅等への非常用電源の導入促進				●											
無電柱化の推進		●		●											
5-3															
ライフラインの安全性・信頼性の向上		●													●
エネルギー供給施設の津波対策				●											
事業継続計画に基づく訓練の実施・改善				●											
民間事業者との連携による燃料の確保				●											●
産学官連携の取組推進						●									●
5-4															
水道施設の耐震化・津波対策		●													
飲料水兼用耐震性貯水槽の整備		●													
水道施設の防災対策の強化		●													
下水道施設の防災対策の強化		●											●		
下水道施設の維持管理		●													
浄化槽の整備促進		●							●			●			
応急給水体制の確立		●													
広域的かつ迅速な応援体制の確立	●														●

推進方針	個別施策分野										横断的分野				
	①行政機能／警察・消防等／防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済	⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨環境	⑩土地利用及び地域保全	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③老朽化対策	④産学官民・広域連携	⑤デジタル活用
5-5															
交通施設の防災構造化の推進							●								
重要物流道路の機能強化							●								
鉄道の防災対策							●								
港湾の防災対策							●								
輸送ルート体制の強化							●							●	
緊急車両通行ルートの早期啓開体制の整備推進							●								
港湾の業務継続力強化							●								
道路構造物の事故防止							●								
6-1															
市民の防災意識の把握	●														
事前復旧・復興計画の策定									●						
6-2															
住民主体による地域防災力の向上	●										●				
応急危険度判定士の養成		●										●			
災害ボランティアの円滑な受け入れに向けた体制強化			●												
災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施			●												
災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備			●												
災害時における市管理施設の可用性確保	●														
6-3															
災害廃棄物処理計画の実効性確保									●			●			
ごみ焼却施設・設備等の耐震化									●						
災害時におけるし尿・ごみの収集・運搬体制の確保									●						
廃棄物処理施設の能力維持									●						
災害廃棄物広域処理体制の構築									●					●	
6-4															
罹災証明書発行体制の整備	●	●													
罹災証明書発行業務支援システムの活用推進	●	●													●
仮設住宅の迅速な建設に向けた体制強化		●													
自宅居住による生活再建の促進		●													
地震保険の加入促進		●									●				
地籍調査の推進		●								●					
所有者不明土地の防災対策の推進		●								●					
6-5															
浸水等の被害軽減に資する対策の推進		●													
6-6															
文化財保存状況の把握										●					
文化財の防災知識の普及啓発										●	●				
文化財への防災・防火施設の設置促進										●					
津波危険区域に所在する文化財への対応										●					
文化財の耐震化の推進										●					
二次災害の発生防止										●					
地域コミュニティの活力の確保							●			●					
6-7															
風評被害を防止する確かな情報発信のための体制整備					●										
金融機関における情報発信のための体制強化						●									
企業防災やBCPの積極的な普及啓発						●									

	個別施策分野										横断的分野				
	①行政機能／警察・消防等／防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済	⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨環境	⑩土地利用及び地域保全	①リスクコミュニケーション	②人材育成	③老朽化対策	④産学官民・広域連携	⑤デジタル活用
推進方針															
わかりやすく明確な安全性の説明に向けた取組推進					●										

## 第5章 計画推進の方策

豊川市の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、豊川市防災会議及び豊川市地域強靱化計画検討会議の参加機関をベースに、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等の関係者による取組を進めます。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるなど、個別分野ごとの強靱化の取組の進捗状況のフォローアップや、関係者どうしの連携を図っていきます。

### 2 計画の進捗管理

本計画で位置づけた施策の推進方針に対して、市は進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、フォローアップを確実に進めます。

なお、重要業績指標の進捗管理については、個別のアクションプランの中で数値を把握しつつ、個別施策の実効性を高めていきます。

### 3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、推進すべき施策を中心に、適宜本計画を見直すこととします。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係するその他の計画との双方向の連携を考慮します。

豊川市地域強靱化計画

平成30年3月 策定

令和2年3月 拡充

令和8年3月 改定

豊川市 危機管理課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL : 0533-89-2194 FAX : 0533-89-2655

E-mail : [kikikanri@city.toyokawa.lg.jp](mailto:kikikanri@city.toyokawa.lg.jp)